

第2章

初等中等教育の一層の充実のために

第2章のポイント

資源に恵まれない我が国では人材こそが国の宝であることから、子どもたちに対する教育はこの国の将来を左右する大変重要な政策です。文部科学省では、子どもたちに自ら学び自ら考える力や豊かな心、たくましさなどの「生きる力」をはぐくむ教育を目指しています。例えば、確かな学力の向上のため、少人数指導や習熟度別指導等を推進するとともに、豊かな心を育成するため、道徳教育の一層の充実や体験活動の推進などに取り組んでいます。さらに、学校教育の成果の鍵を握る教員に優れた人材を確保するため、教員養成・免許制度の改善充実に努めているところです。

本章では、初等中等教育の一層の充実に向けた文部科学省のこれまでの取組や最新の動向について紹介します。

1

義務教育費国庫負担制度をめぐる議論

平成17年は、義務教育費国庫負担制度をめぐる議論が白熱した年でした。2月から中央教育審議会でも活発な議論が繰り広げられた結果、10月に義務教育費国庫負担制度の堅持を求める答申がまとまり、11月末に政府・与党合意が決定されました。

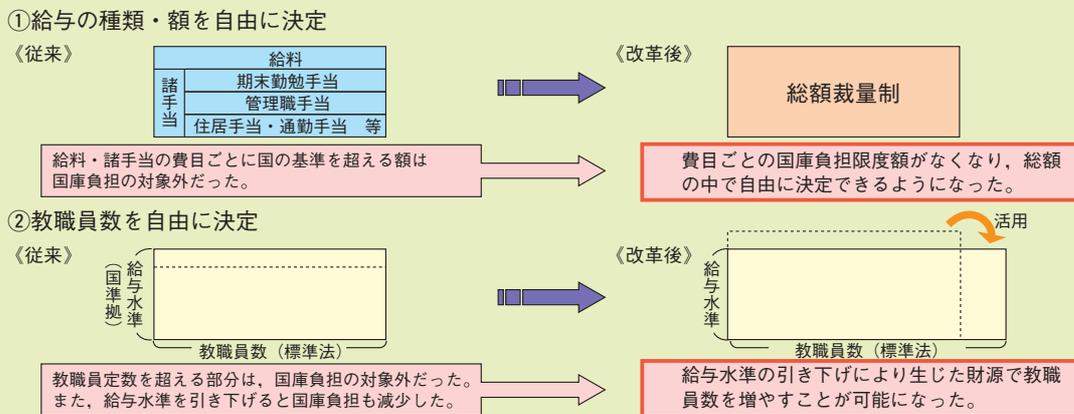
1 義務教育費国庫負担制度の概要

まず、義務教育費国庫負担制度とは何かについて説明します。

義務教育費国庫負担制度は、すべての国民が、全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、都道府県が負担した経費の一定割合を国が負担するというものです。この制度は、国が法律によって学級編制や教職員定数の標準を定める法律とあいまって、教育の機会均等とその水準の維持向上のために重要な役割を果たしており、結果として全国約70万人の教職員給与費の総額5兆円が確実に確保されています。

義務教育費国庫負担制度については、平成16年度に、国が負担すべき額の総額を確保し、使い方については地方の裁量にゆだねることとする「総額裁量制」が導入されています。これにより、総額の範囲内で少人数教育を充実させることなどにより、地方独自の教育を展開することが一層可能になっています。

●図表1 総額裁量制の概要



2 義務教育費国庫負担金を廃止する場合の問題点

①国庫補助負担金、②税源移譲を含む税源配分、③地方交付税の在り方を一体的に見直すこととしている「三位一体の改革」において、全国知事会等の地方六団体は、義務教育費国庫負担金の全額を廃止し税源移譲の対象とすることを前提として、まず中学校分8,500億円に係る負担金を移譲対象補助金とすることを求めました。

これについては、次のようなことに留意する必要があります。

義務教育費国庫負担金の全額を税源移譲の対象とした場合、47の都道府県のうち40の道府県で義務教育費国庫負担金による配分額よりも税源移譲額が下回ることが推計されています（参照：参考資料“その他”）。

そうした懸念もあり、平成17年度には1,044の市区町村（全国の市区町村の47%）の議会から義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書が提出されています。これは16年度から通算する

と全国の市区町村の64%に達しています。小中学校を設置し、その運営に責任を持っているのは市町村です。こうした地方の声や格差拡大の懸念にも留意する必要があります。

また、先進主要国では、義務教育の充実を国家戦略と位置付けて、財源保障も含めて環境整備に努めています。

例えば、フランスでは、教員が国家公務員です(連邦制のドイツでは州公務員)。また、英国では、2006年度から教育財源の安定的な確保のために義務教育費(人件費と運営費)の全額を国庫負担することにしています。

一方、我が国では、昭和60年度に学校の教材購入費の国庫負担制度を廃止し、地方の一般財源で措置されていますが、文部科学省の調べでは、教材購入費の地方における予算措置が地方財政措置として地方交付税の基準財政需要額に計上した額を下回る状態になっています。地方財政の厳しい状況を反映しているものと思われる。

中央教育審議会では、こうした情報も参考にしながら審議が行われました。

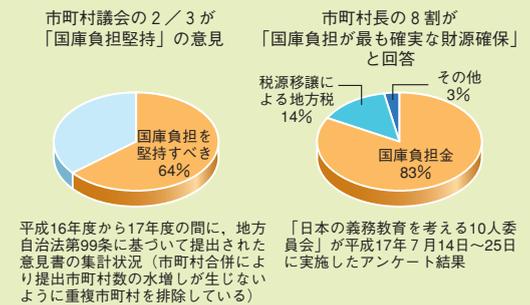
3 中央教育審議会での議論

中央教育審議会は、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の下で、地方の意見を真摯に受け止め、費用負担についての地方案を生かす方策について審議を行いました。その際、義務教育費国庫負担制度の在り方に関する議論が大きな比重を占めました。

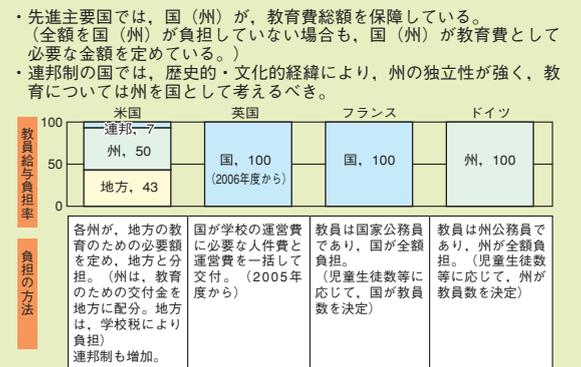
地方六団体から推薦された委員からは、国が義務標準法や学習指導要領を定めた上で、税源移譲による一般財源化を行って、地方の自由度を拡大し、自らの責任と判断で義務教育を運営する方法が地方分権の観点からも最も適切であるとの意見が述べられました。

一方、多くの意見は、地方公共団体間の財政力格差や教育格差が生じることを懸念するものでした。また、義務教育の質の向上のためには、優れた教職員が必要人数そろっている必要があります、それに必要な財源の確保につ

●図表2 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める地方の声



●図表3 先進主要国の義務教育の教職員給与と費の状況



●図表4 学校の教材購入費の措置状況の推移(地方債残高との対比)



●図表5 義務教育費国庫負担金の議論における3つの観点



いて、最も確実性・予見可能性の高い方法を選択すべきであること、そのためには義務教育に用途が特定された財源保障の制度、すなわち国庫負担制度が不可欠であるとの意見が多く出されました。

こうした議論を通じて、義務教育費国庫負担金に関する議論は、三つの観点に集約されました。それは義務教育費の確保を考えるにあたって、国庫負担金と地方の一般財源のどちらが適当か、(1) 教育の質の向上、(2) 財源確保の確実性・予見可能性、(3) 地方の自由度の拡大、の三つの観点から考察するというものです。

義務教育の機会均等と水準の維持向上を図ることは国の存立にかかわる最も重要な基本政策です。義務教育の成果は、一地方にとどまらず、国全体に関わるものであり、義務教育の経費はこの観点から考えられなければなりません。また、教育の質の向上のためには、教職員が安心して職務に従事できる基盤の保障と強化が重要です。

議論の結果、義務教育費国庫負担金を一般財源化しても、地方六団体の提案するような教育の質の向上や教育の自由度の拡大は生じない、むしろ、一般財源化により拡大する自由は“教育費を減らす自由”だけとの結論に達しました。

そこで、中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」は、「義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率2分の1の国庫負担制度は、教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべき」との結論に至りました。そして、地方六団体の求めた中学校分の一般財源化については、義務教育である小中学校の取扱いを分けることになり合理性がなく不適当と結論付けられました。

なお、地方六団体の提案する教育は、学校と市区町村の自由度の拡大により実現されることが確認されました。

4 政府・与党合意の決定

義務教育費国庫負担金の取扱いについては、答申後に、政府内で調整が続けられました。その中で、中山大臣（当時）及び小坂大臣は、中央教育審議会答申の実現を政府与党内で強く求めました。

その結果、平成17年11月末の政府・与党合意において「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の削減及び税源移譲を確実に実施する。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」ことが決定されました。

義務教育費国庫負担金の国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられることになるのは、中央教育審議会答申どおりとは言えません。しかし、国・地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障される制度は今後も維持されるべきとする答申の基本の理念は踏まえられました。また、義務教育の費用負担をめぐる議論を経て「義務教育費国庫負担制度を堅持する」という政府・与党の決定に至ったことを踏まえれば、今回の政府と与党の決定は、義務教育費国庫負担金について、これ以上負担割合が引き下げられることはないものと理解しています。

2

今後の特別支援教育における制度的在り方について

○中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

中央教育審議会では、平成16年2月に初等中等教育分科会の下に特別支援教育特別委員会を設置し、特別支援教育を推進するための制度の在り方について検討を重ね、同年12月1日に中間報告を公表しました。その後、中間報告に対する意見募集でいただいた意見等を踏まえながら、引き続き審議が進められ、17年12月8日に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

今後、答申を踏まえ、文部科学省は特別支援教育を推進するために必要な諸制度の見直しを進めることとしています。

○発達障害者支援法を踏まえた文部科学省の取組

平成16年12月に発達障害者支援法が成立し、17年4月から施行されました。

文部科学省においては、これまで「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」の策定、国立特殊教育総合研究所における研究活動・研修事業の展開、各地域や学校における支援体制の整備を進めてきました。本法の成立を踏まえ、関連施策の一層の充実や中央教育審議会の答申を踏まえた諸制度の整備を推進することとしており、厚生労働省等の関係省庁との一層の連携を進めながら、障害のある子どもの教育の振興を図っていくこととしています。

特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）

1. 特別支援教育の理念と基本的な考え方について

「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うもの。また、「特別支援教育」においては、LD・ADHD・高機能自閉症等（以下、「LD等」とする。）の児童生徒を含め、適切な指導及び必要な支援を行う。

2. 盲・聾・養護学校制度の見直しについて

障害種別を超えた学校制度（特別支援学校（仮称））を創設し、関係機関と連携した支援を行うセンター的機能を発揮。



3. 小・中学校における制度的見直しについて

現行制度の弾力化

- 通級による指導の対象を、LD等にも拡大し、その授業時間数を弾力化。
- 特殊学級に在籍する児童生徒が通常の学級で過ごす形態（交流及び共同学習）の促進。

特別支援教室（仮称）制度の検討

- 研究開発学校による先導的取組
- 固定式学級の機能維持
- 教員の専門性向上
- 教職員配置システムとの関連を發揮

「特別支援教室（仮称）」の構想の実現へ

※LD等を含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、必要に応じ、指導等を受ける形態

4. 教員免許制度の見直しについて

盲・聾・養護学校の障害種別ごとに設けられている教員免許状を、LD・ADHD等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状(仮称)」に転換。

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 発達障害者支援法の概要

一 趣旨

発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図る。

二 発達障害の定義

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

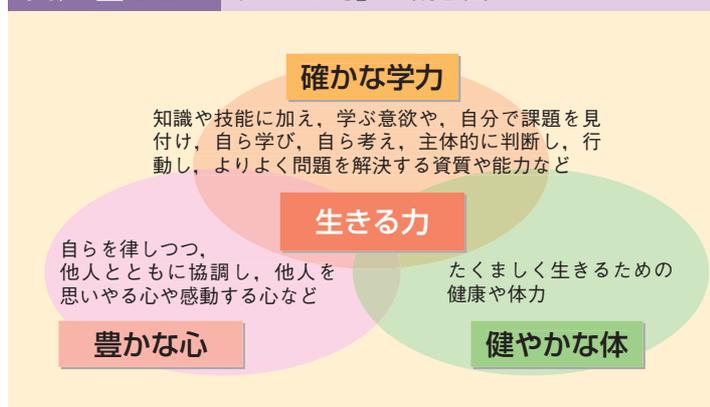
三 教育関係の主な規定

- 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学するものを含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じる。
- 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をする。
- 市町村の教育委員会は、学校保健法第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害児の早期発見に努める。
- 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行うための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じる。

第1節 「確かな学力」と「豊かな心」を育成し、「生きる力」をはぐくむ学校教育を目指して

これからの子どもたちに求められるのは、①知識や技能に加え、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」や、②他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、③たくましく生きるための「健やかな体」などの「生きる力」を身に付けることです（図表2-2-1）。

図表 ■ 2-2-1 「生きる力」の概念図



1 学習指導要領のねらいの実現に向けて

(1) 子どもたちの学力の現状

子どもたちに確かな学力や豊かな心を育てたい。こうした願いを実現するために、各学校においても、教育内容や教育方法の充実改善が積極的に進められています。習熟度別指導など個に応じた指導も多くの学校で取り入れられてきています。

一方、平成16年12月に公表された国際学力調査の結果によると、我が国の成績は、読解力が低下傾向にあるなど、世界のトップレベルとはいえない状況です。さらに、これらの調査からは、学習意欲や学習習慣に課題があることも示されています。

また、国立教育政策研究所が平成17年4月に公表した小中学校教育課程実施状況調査の結果によると、学力の低下傾向に若干の歯止めがかかったと思われませんが、国語の記述式問題、中学校数学、学習意欲や学習習慣などの点において、国際学力調査の結果と類似した課題が引き続き見受けられます。

生徒の学習到達度調査（PISA）（経済協力開発機構（OECD）平成15年実施）

- 調査の特徴
 - ・知識や技能を実生活の場面で活用する力に関する調査。
- 対象学年
 - ・高校1年生を対象
- 結果のポイント
 - ・我が国の学力は、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決能力が1位グループであるなど、全体として国際的に見て上位。
 - ・ただし、読解力がOECD平均と同程度であるなど低下傾向にあり、世界トップレベルとはいえない状況。
 - ・授業を受ける姿勢は良いが、学ぶ内容に興味がある生徒が少ない、学校以外の勉強時間が短いなど、学習意欲や学習習慣に課題。

国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）（国際教育到達度評価学会（IEA）平成15年実施）

- 調査の特徴
 - ・学校のカリキュラムで学んだ知識や技能等の習得状況に関する調査。
- 対象学年
 - ・小学4年生、中学2年生を対象

○結果のポイント

- ・我が国の児童生徒の学力は、全体として国際的に見て上位。
- ・ただし、小学校理科、中学校数学は前回より得点が低下。
- ・数学・理科について、勉強は楽しいと思う、得意な教科であると思う生徒が少ない、宿題をする時間が短いなど、学習意欲や学習習慣に課題。
- ・テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短い。

教育課程実施状況調査（文部科学省 平成16年実施）

○対象学年

- ・小学5年生～中学3年生を対象

○結果のポイント

- ・同一問題において、正答率が前回（平成14年実施）を上回る問題数の割合が4割以上であるのに対して、下回る問題数の割合が2割以下である。
- ・前回との比較において国語の「記述式」の正答率が下回っていることや、前々回（平成6～8年実施）との比較において中学校数学の正答率が下回っていることに加え、学習意欲や学習習慣が必ずしも十分でないことなど、国際学力調査の結果と類似した課題がある。

(2) 学習指導要領のねらい

①学習指導要領について

平成14年4月から全国の小・中・高等学校において順次実施されている現行学習指導要領は、完全学校週5日制の下、各学校が「特色ある教育」を展開し、子どもたちに基礎的・基本的な内容を身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことをねらいとしています。この現行学習指導要領の特色は以下のとおりです。

(ア) 教育内容の厳選

教育内容を厳選することにより生じた時間的・精神的な余裕（ゆとり）を活用し、子ども一人一人の理解や習熟の程度等に応じたきめ細かな指導や、観察・実験、調査・研究、発表・討論などの体験的・問題解決的な学習を行い、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等も育成します。

(イ) 選択学習の幅の拡大

中・高等学校では、選択学習の幅を拡大し、生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じて、各分野について深く高度に学べるようにし、個性の一層の伸長を図ります。

(ウ) 学習指導要領の「基準性」*

共通に指導すべき教育内容の厳選と選択の幅の拡大により、学習指導要領の「基準性」が一層明確になっており、各学校の判断により、児童生徒の理解の状況等に応じた指導が一層可能になっています。

(エ) 個に応じた指導の充実

学習指導要領に示す内容が十分身に付いていない子どもには、繰り返し指導などにより、基礎・基本を確実に習得できるようにするとともに、既に十分習得できている子どもには、習った内容についての理解をより深めたり、更に進んだ内容について学んだりすることを可能とするなどの、個に応じた指導の充実を目指しています。

(オ) 「総合的な学習の時間」

(1) で述べた子どもたちの学力の現状を踏まえ、「総合的な学習の時間」では、国際理解、

* 学習指導要領の「基準性」

学習指導要領に明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導した上で、子どもの実態を踏まえ、明示されていない内容を加えて指導することもできるという性格。

情報、環境、福祉・健康等の教科横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験などの体験的な学習、問題解決的な学習を行い、子どもたちに、(i) 体験を通じて、学校等で学んだ知識の定着、(ii) 知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにする「知の総合化」、(iii) 思考力、判断力、表現力、問題解決能力等の育成、(iv) 調べ方やまとめ方、発表の仕方等を身に付けさせることなどを目指しています。この時間は、各学校が独自に教育目標・内容を設定し、創意工夫を生かした学習活動を実施するところに特色があります。

②目標に準拠した評価の重視

学習指導要領の下での評価については、子ども一人一人の学習状況を適切に評価し、それを次の指導の改善に生かす観点から、学習指導要領に示す目標に照らしてどの程度の力が身に付いているかを見る評価（いわゆる絶対評価）を重視して実施しています。

(3) 学習指導要領の一部改正

平成15年10月に、中央教育審議会は「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」文部科学大臣に答申を行いました。文部科学省では、この答申を踏まえ、「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、同年12月に学習指導要領の一部改正を行いました。一部改正の主な内容は以下のとおりです。

①学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実

学習指導要領に示している内容の確実な定着を図るための指導を十全に行った上で、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容も必要に応じて指導できることを明確化した。

②「総合的な学習の時間」の一層の充実

○「総合的な学習の時間」のねらいとして、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを規定した。

○各学校において「総合的な学習の時間」の目標や内容を定める必要があることを規定した。

③個に応じた指導の一層の充実

習熟度別指導や発展的・補足的な学習などを取り入れた指導など、個に応じた指導を柔軟かつ多様に導入できることを明確化した。

(4) 学習指導要領のねらいの実現のための施策

文部科学省では、各学校や教育委員会における取組を支援する観点から、平成17年度において、以下のような施策を総合的に実施しています（[図表2-2-2](#)）。

①学力向上アクションプラン*

文部科学省では、「確かな学力」の向上に向けた取組を支援するため、①個に応じた指導の充実、②学習意欲や学びの質の向上、③個性・能力の伸長、④英語力・国語力の増進などの柱からなる総合的な施策を推進しています。

「個に応じた指導の充実」に関する主な施策としては、推進校において学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力の育成などに関する実践研究を行い、その成果を広く普及させる「学力向上拠点形成事業」や、教員志望者・教員経験者等の地域の人材を活用し、児童生徒へのきめ細かな学習支援・相談に応じる「学力向上支援事業」などを行っています。

* 学力向上アクションプラン

「確かな学力」向上を企図した複数の事業をまとめて、総合的に実施している施策群の意。

図表 ■ 2-2-2 「確かな学力」を飛躍的に向上させるための総合的施策



また、「学習意欲や学びの質の向上」を図る観点からは、理数教育に積極的に取り組む地方公共団体の提案に基づき、モデル地域を指定し、学校を核として地域の教育資源を総合的に組み合わせ活用するなどの取組を推進する「理数大好きモデル地域事業」や、総合的な学習の時

間の全体計画の工夫改善や学習状況を適切に評価するための手法などに関する実践研究を行うモデル地域の指定などを柱とする「『総合的な学習の時間』推進事業」、学校の教科等において培った様々な力を競い高め合う全国的規模の大会に対して支援を行う「学びんピック」などを行っています (<http://manabinpick.mext.go.jp>)。

さらに、「個性・能力の伸長」を図る観点からは、理科、数学、英語など特定の分野における卓越した人材の育成に資する研究開発を行う「スーパーサイエンスハイスクール」や「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (SELHi)」を拡充するほか、「英語力・国語力の向上」を図る観点から、現行の教育課程の下で実施される、小学校の英語活動に係る指導方法の改善・向上等の優れた取組を支援する「小学校英語活動地域サポート事業」の実施や、すべての知的活動の基盤となる国語力の向上のためモデル地域を指定するなどしています。

②教育の質を確保するための条件整備

各学校において「確かな学力」を向上させるための取組を行うためには、各種の条件整備も重要です。そのため、平成13年度より5か年計画で教科等に応じ20人程度の少人数指導や習熟度別指導を実施するための第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施（17年度をもって同計画は完成）や、教員の評価に関する調査研究などを行っています。

2 教育課程の基準の改善に向けて

(1) 学習指導要領の見直し

文部科学省ではこれまで約10年に1度、学習指導要領の改訂を行ってきましたが、教育課程の実施状況を実証的なデータに基づいて継続的に評価・検証する観点から、平成13年1月から中央教育審議会に教育課程部会を常設し、不断の見直しを進めてきました (図表2-2-3)。

この不断の見直しの一環として、平成15年12月には現行学習指導要領のねらいの一層の実現を図る観点から学習指導要領を一部改正しました。また、学習指導要領の不断の見直しを継続するため、教育課程部会の下に各教科等の専門部会が設置され、初等中等教育の各学校段階を通じた教育の在り方等について総合的な検討が行われてきました。

さらに、平成16年12月に公表された国際的な学力調査に見られた我が国の児童生徒の学習状況の課題や変化する社会の中で子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきている状況を踏まえ、17年2月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して、学習指導要領全体の見直しについての検討課題を示した上で審議要請を行いました。

学習指導要領の見直しに当たっての検討課題

- 1. 「人間力」向上のための教育内容の改善充実
 - ①社会の形成者としての資質の育成
 - ②豊かな人間性と感性の育成
 - ③健やかな体の育成
 - ④国語力の育成
 - ⑤理数教育の改善充実
 - ⑥外国語教育の改善充実
- 2. 学習内容の定着を目指す学習指導要領の枠組みの改善
 - ①各教科等の到達目標の明確化
 - ②国民として共通に必要な学習内容の示し方
 - ③授業時数等の見直し

- 3. 学ぶ意欲を高め、理解を深める授業の実現など指導上の留意点
 - ①個性や才能を伸ばす教育の推進
 - ②補足的な指導の必要な児童生徒への教育の在り方
 - ③教科書、指導方法等の改善
- 4. 地域や学校の特色を生かす教育の推進
 - ①地域や学校の特色を生かす教育の推進
 - ②学校と家庭、地域社会との関係の在り方

中央教育審議会教育課程部会では、これを受けて平成17年4月以降、①各教科等ごとの現行の学習指導要領の成果と課題について、②現行の学習指導要領の理念・目標について、③教育水準（質）の向上のための方策について、④学習指導要領等の教育課程の基準等の在り方、⑤「基礎・基本」の徹底や自ら学び自ら考える力の育成のための教育内容の在り方、⑥子どもたちの変化や社会の変化に対応した教育課程の在り方、⑦国としての人材育成の在り方、⑧地方や学校の特色を生かす教育の在り方など幅広い観点から検討が行われてきました。

教育内容の改善についての基本的な考え方は、「新しい時代の義務教育を創造する」（中央教育審議会答申 平成17年10月26日）において示されています。

答申では、現行の学習指導要領の学力観について、「基本的な知識・技能の育成」と「自ら学び自ら考える力の育成」とは二者択一的でなく総合的に育成することが必要であるとされています。その上で、学習指導要領の見直しに当たっては、

- ①「読み・書き・計算」などの基礎・基本を確実に定着させ、教えて考えさせる教育を基本とし、自ら学び自ら考える力を育成すること、
 - ②将来の職業や生活の見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めること、
 - ③家庭と連携し、基本的な生活習慣、学習習慣を確立すること、
 - ④国際社会に生きる日本人としての自覚を育てること、
- などを重視することとしています。

また、各教科の内容については、

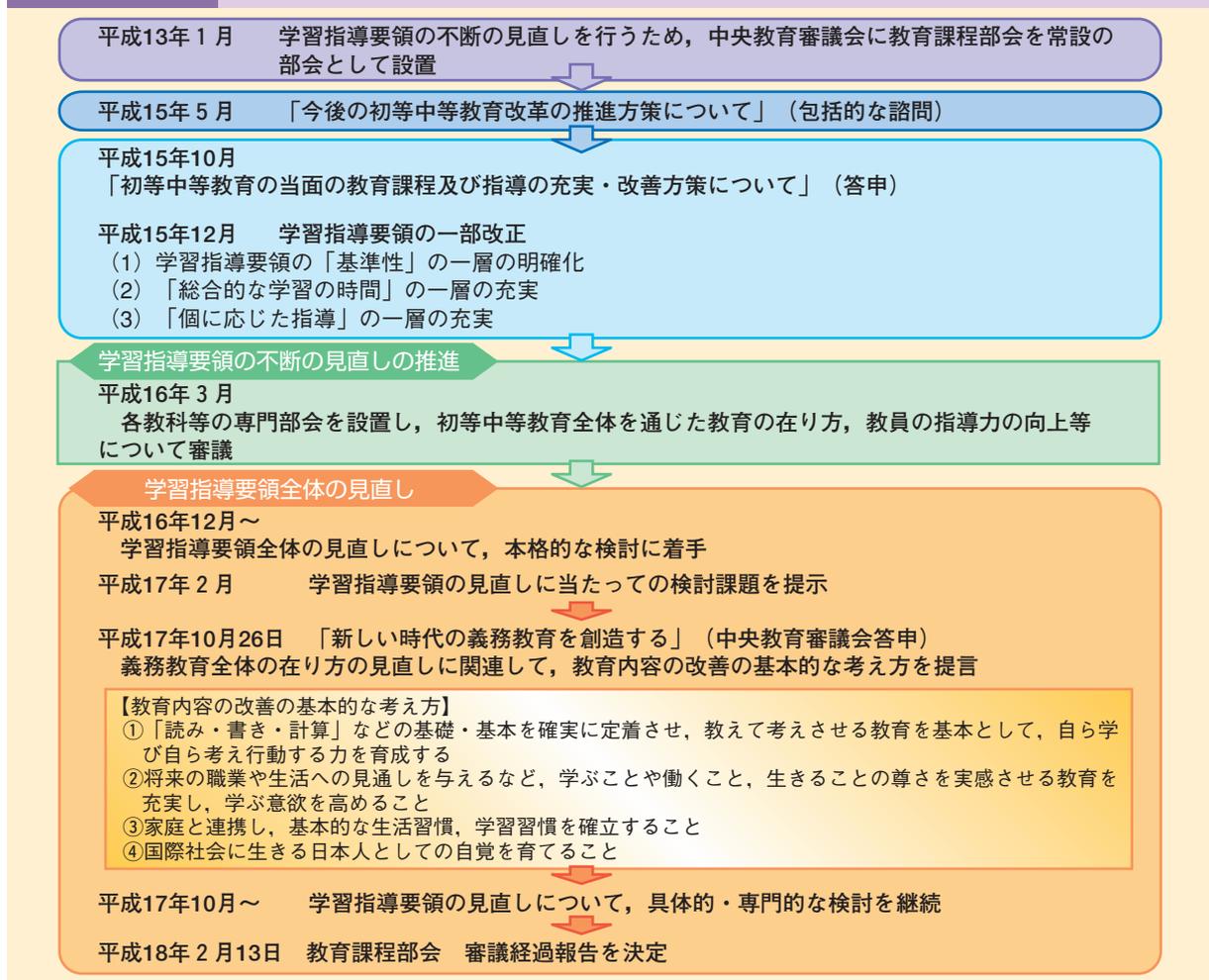
- ①国語力はすべての教科の基本であり、その充実を図ることが重要であること、
 - ②科学技術の土台である理数教育の充実が必要であり、全体の見直しの中でそれらの授業時数の在り方について検討する必要があること、
 - ③グローバル社会に対応して、小学校段階における英語教育の充実が必要であり、具体的な実施方法については専門的な検討が必要であること、
 - ④社会のIT化に対応し、学校の情報環境を整備し、情報リテラシーを高める教育を充実すること、
- などが示されています。

総合的な学習の時間については、思考力、表現力、知的好奇心などを育成する上でその役割は今後とも重要であるが、同時に、授業時数や具体的な在り方については、各教科との関係を明確化するなど改善を図ることが適当であるとしています。さらに、学習が効果的に行われるよう、学校に対する支援策の充実、学校外の人材の協力や地域との連携が重要であるとされています。

学校週5日制については、学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、適切に役割を分担し合うという基本的な考え方は今後も重要であり、それを基本にしつつ、地方や学校の創意工夫を生かすことについて、特に、学校、家庭、地域の協力・共同の取組をこれまで以上に強化するための方策、土曜日や長期休業日の有効な活用方策等を検討する必要があるとされています。

教育課程部会では、平成17年10月の答申で示された教育内容の改善についての基本的な方向性を踏まえて検討を進めており、18年2月にはそれまでの検討状況を整理した「審議経過報告」

図表 ■ 2-2-3 中央教育審議会教育課程部会におけるこれまでの検討状況



Column 13 コラム

全国的な学力調査の実施

急速に変化する社会に即応しつつ、国民が一定水準の教育を等しく受けることができるよう、憲法に定められた教育の機会均等や水準確保など国の責務を果たすため、新たな義務教育の質を保証する仕組みを構築することが求められています。

このため、全国的な学力調査については、小学6年生(国語・算数)、中学3年生(国語・数学)を対象に、全児童生徒が参加できる規模で平成19年度に実施する予定であり、事前の準備を進めています。

意義・目的・必要性

- 児童生徒の全国的な学習到達度・理解度の把握・検証
- 各学校における教育指導の改善充実
- 教育施策の成果と課題の検証
- 国際的・科学的な視点から質の高い学力調査の推進

実施の方向性

『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について』（平成17年6月21日閣議決定）

「全国的な学力調査の実施など適切な方策について、速やかに検討を進め、実施する」

「中央教育審議会答申『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日）」

「子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当である」

全国的な学習調査の実施

平成19年度実施予定

対象者：小学6年生、中学3年生（全児童生徒が参加できる規模）
 教科：国語、算数（小学校）、国語、数学（中学校）
 ※学習意欲や生活習慣等の質問紙調査を併せて実施

がとりまとめられました。この審議をふまえ、さらに各教科等の改善について学校種ごとに具体的な検討が進められています。

(2) 教育課程の実施状況を把握するための取組

学習指導要領に基づく教育課程の状況を不断に評価・検証し、教育課程の基準の改善等に反映させる観点から、国立教育政策研究所教育課程研究センターなどにおいて、以下のとおり、子どもたちの学力の状況を総合的に把握する取組を行っています（参照：本章第1節①）。

①教育課程実施状況調査

この調査の目的は、国語、社会・地理歴史・公民、算数・数学、理科、英語などの教科に関して、小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領に基づく教育課程の実施状況について、学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の実現状況を通して調査研究し、今後の教育課程の基準の改善等に資することです。

平成13年度に小学校、中学校で、14・15年度に高等学校において、平成元年に告示された学習指導要領に基づく教育課程の実施状況についての調査を行い、結果を公表しました。また、14年度から順次実施されている現行の学習指導要領に基づく教育課程の実施状況については、16年1月～2月に小学校、中学校の調査を実施し、結果を公表しました。高等学校においても17年11月に実施し、18年度に結果を公表する予定です。

②研究指定校による調査

教育課程実施状況調査のほか、ペーパーテストによる調査では状況を把握しにくい生活、音楽、美術、保健体育、技術・家庭などの教科を含めた研究指定校による調査を実施しています。

③特定の課題に関する調査

児童生徒の学習の実現状況を総合的に把握するため、教育課程実施状況調査や研究指定校による調査の枠組みでは把握しにくい内容について、特定の課題に関する調査を行っています。

これらのほか、IEA（国際教育到達度評価学会）の国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）やOECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査（PISA）などの国際的な調査、各教育委員会などが独自に実施している調査、児童生徒や保護者、校長、教員に対する学校教育についての意識調査などを通じて、子どもたちの状況をきめ細かく把握し、課題を明らかにすることとしています。

(3) 研究開発学校制度の充実

文部科学省では、学習指導要領などの教育課程の基準の改善に資する実証的な資料を得るため、現行の基準によらない教育課程の編成・実施を特例的に認め、新しい教育課程や指導方法について実践研究を行う制度（研究開発学校制度）を設けています。これまでの実践研究の成果は、例えば、平成元年の「生活科」の導入や、10年の「総合的な学習の時間」の創設に向けた検討に当たって、実証的な資料として生かされてきました。また、現在、中央教育審議会教育課程部会において学習指導要領の見直しに向けた検討が行われていますが、そこでも研究開発学校における実践的な研究の成果が検討に当たっての資料として生かされています。

平成12年度からは、各学校や地域の課題意識をこれまで以上に教育課程の基準の改善に生かすなどの観点から、研究テーマを教育などの主体的な判断で設定し、文部科学省に申請することとしており、毎年多数の申請の中から審査・指定を行っています。

3 豊かな心をはぐくむ—道徳教育・体験活動の充実—

(1) 道徳教育の重要性

①道徳教育の意義

近年、生命を大切に作る心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成などが十

分ではないとの指摘がなされています。このため、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ道徳教育の充実がますます重要になっています。

②道徳教育の位置付け

学校教育においては、人間として調和のとれた育成を目指して、子どもの発達段階に応じた心に響く道徳教育を展開することとしています。

幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「道徳」の時間（週当たり1単位時間）をはじめとして、各教科、特別活動、総合的な学習の時間それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方・生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

③道徳教育の内容

小・中学校の学習指導要領における道徳の内容は、児童生徒の道徳性を次の四つの視点から分類・整理し、内容の全体構成や相互の関連性・発展性を明確にして、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることとしています。

（ア）「主として自分自身に関すること」

例) 望ましい生活習慣を身に付ける、着実にやり抜く強い意志を持つ、よいことと悪いことの区別をする、真理を愛する、自己の向上を図る など

（イ）「主として他の人とのかかわりに関すること」

例) 礼儀正しくする、思いやりの心を持つ、互いに励まし合う、それぞれの個性や立場を尊重する など

（ウ）「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」

例) 自然や動植物を大切にする、生命を大切にする心を持つ、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持つ など

（エ）「主として集団や社会とのかかわりに関すること」

例) 役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める、法やきまりを守る、公德心を高め、よりよい社会の実現に努める、郷土や国を愛しその発展に努める、世界の平和と人類の幸福に貢献する など

④学習指導要領における道徳教育の改善点

現行の学習指導要領では、各学校において道徳教育の一層の充実が図られるよう、善悪の判断や郷土を愛することなどについての内容を充実するとともに、体験活動を生かした道徳教育の指導の工夫、魅力的な教材の開発や活用、校長や教頭の参加、地域の人々の積極的な参加や協力などの取組を促すなどの改善を図っています。

⑤道徳教育推進状況調査

文部科学省では、道徳教育の一層の推進に資するため、平成15年10月～12月に、全国の小・中学校における道徳教育の推進状況について調査を行い、その結果を取りまとめ、16年11月に公表しました。

調査結果によると、平成14年度実績として、道徳の時間の授業時数は、全国平均で、小学校35.3単位時間、中学校33.6単位時間でした（**図表2-2-4**）。道徳の時間についての児童生徒の受け止めに関しては、道徳の時間を「楽しい・ためになる」と感じる児童生徒が「ほぼ全員」又は「三分の二くらい」と回答する学校が増加しています。また、道徳の時間の教材としては、ほとんどの小・中学校で読み物資料（副読本）や「心のノート」が用いられていることなどが調査結果から明らかになりました（調査結果の詳細については文部科学省ホームページ<http://>

図表 ■ 2-2-4 道徳の時間の授業時数（平成14年度実績、括弧内は9年度実績）

	～19	20～24	25～29	30～34	35～	平均	標準授業時数※
小学校	0.1% (0.6)	0.4% (1.8)	1.8% (6.1)	15.8% (23.6)	82.0% (67.9)	35.3単位時間 (33.9)	35単位時間
中学校	0.9% (4.7)	2.4% (7.7)	8.8% (16.9)	28.7% (29.7)	59.1% (41.0)	33.6単位時間 (31.0)	35単位時間

※小学校第1学年の標準授業時数は34単位時間
(資料) 文部科学省「道徳教育推進状況調査」

(2) 道徳教育の充実のための施策

近年、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心の低下が指摘されています。このような中、子どもたちの豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、子どもたちの発達段階に応じた心に響く道徳教育の充実がますます重要になってきています。文部科学省においては、学校における道徳教育の一層の充実を図るため様々な施策を進めています。主なものは次のとおりです。

①「心のノート」の作成・配布

全国の小・中学生に配布している「心のノート」は、道徳の内容を分かりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなることをねらいとして作成した、道徳教育のための教材です。「心のノート」は、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用したりするとともに、児童生徒が自らページを開いて書き込んだり、家庭において話題にしたりするなど、生活の様々な場面において活用することができるものです。

②児童生徒の心に響く道徳教育推進事業など

「命を大切にすることへの自覚を深めるなど児童生徒の道徳性を育成するため、教育委員会・学校の創意工夫を生かして、指導内容、指導方法や教材開発等についての実践研究を行っています。また、教員の指導力向上のための「道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修」の開催などの取組を進めています。

③伝え合う力を養う調査研究事業

児童生徒が互いの考えや気持ちを伝え合う力を高め、生活上の問題を言葉で解決する力を育てるとともに、相互理解や望ましい人間関係づくりを進めるためのカリキュラム等の在り方について実践調査研究を行っています。

④道徳教育充実のための教員養成学部等との連携研究事業

教育委員会と大学の教員養成学部等との連携により、児童生徒や学校の実態に応じた道徳教育の効果的な指導方法や教材の開発等、道徳教育充実のための課題に焦点を当てる研究を行っています。

(3) 体験活動の推進について

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、児童生徒の豊かな人間性や社会性などをはぐくむためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を行うことが大切です。

文部科学省では、平成14年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施し、各都道府県に「体験活動推進地域・推進校」(14年度～)、「地域間交流推進校」(15年度～)、「長期宿泊体験推進

校」(16年度～)を指定して、他校のモデルとなる体験活動の推進を図っています。また、17年度においては、「体験活動推進地域・推進校」において命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を新たに実施しています。これらの取組の成果は全国を6ブロックに分けた交流会の実施や、事例集の作成・配布を通じて普及を図っています。

4 学校における読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の推進

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、14年8月にこの法律に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました(参照：第2部第8章第7節②)。同計画では、学校教育において、「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させることなどにより読書習慣の確立を促していくことのほか、学校図書館の情報化・蔵書の充実などの環境整備、司書教諭の配置の促進など、子どもの読書活動を推進するための環境の整備がうたわれています。

文部科学省の調べでは、平成15年度中に朝の読書活動を実施している公立学校の割合は、小学校で79.7%(前年度72.3%)、中学校で66.0%(前年度59.8%)、高等学校で25.7%(前年度20.4%)となっており、小・中・高等学校の割合がそれぞれ昨年度に比べて増えているなど取組が進んでいます。また、ボランティア等の協力を得ている学校や公共図書館との連携を実施している学校も増加傾向にあり、各学校において積極的な取組がなされています。

(2) 学校図書館の充実

これからの学校教育においては、児童生徒の主体的な学習活動やよりよく問題を解決する能力、豊かな感性や思いやりの心などをはぐくんでいくことが重要です。現行の小・中・高等学校の学習指導要領においては、各学校における教育課程全体の配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り」、児童生徒の「主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」を盛り込んでいます。これは、学校図書館が①児童生徒の読書活動や読書指導の場としての読書センターとしての機能と、②自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育において中核的な役割を担うことが求められていることによるものです。

こうした中、平成17年7月には文字・活字文化振興法が公布・施行され、国及び地方公共団体に対し、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備などに関し必要な施策を講ずるよう求められています(参照：第2部第9章第1節②)。

公立義務教育諸学校における学校図書館の図書については、平成14年度から18年度までの「学校図書館図書整備5か年計画」により、学校図書館に備えるべき蔵書冊数の標準である「学校図書館図書標準」(5年3月)に足りない分を整備するための経費として毎年約130億円、総額約650億円の地方財政措置が講じられています。

文部科学省の調べでは、「学校図書館図書標準」の達成率は、平成15年度末において、小学校で36.0%、中学校で30.8%という状況にあり、各教育委員会や学校において「学校図書館図書標準」の達成に向けた蔵書の計画的な整備が引き続き求められます。

なお、文部科学省では、平成16年度より「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」を実施し、学校図書館の蔵書のデータベース化やネットワークを利用した教育実践の共有化、蔵書の共同利用の推進などに関する調査研究を行っています。事業の成果については各都道府県に情報提供し、学校図書館の一層の充実に努めていきます。

(3) 司書教諭の計画的養成・発令の促進

学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、司書教諭は、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担います。司書教諭については、学校図書館法上、平成15年4月以降12学級以上の学校には必ず置かなければならないこととされています。司書教諭が各地域・各学校でその役割を十分に果たしていくためには、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって教員、学校図書館担当事務職員、ボランティアなどと連携・協力し、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図っていくことが必要です。

文部科学省では、引き続き司書教諭の養成のための講習会を実施し、有資格者の養成に努めるとともに、各地方公共団体において司書教諭配置の対象となる12学級以上の学校には必ず配置・発令されるよう周知を図っていきます。

5 教材の整備

教材は、教育の効果を高め、児童生徒の基礎・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、学校教育の展開のために、その充実は常に不可欠です。

公立義務教育諸学校の教材整備については、各地方公共団体において、学校や地域の実情に応じて特色を生かした学習が行えるよう、計画的な教材の整備・充実を図る必要があります。

そこで、学習指導要領の改訂に対応するとともに、地方分権の趣旨を踏まえ、新たに教材整備の参考資料として「教材機能別分類表」を取りまとめ、平成13年11月に各都道府県教育委員会に通知しました。

「教材機能別分類表」は、各教材の機能的な側面に着目して分類・整理したいくつかの例を示したもので、教材を選択し、整備する際の参考資料です。

各学校や各地方公共団体はこれを基に、教職員の共通理解の下、教育目標や教育課程、特色ある学校づくりなど、それぞれの実情に応じたより弾力的・効果的な教材整備を進めることが望まれます。

また、教材整備のための財源措置については、「総合的な学習の時間」などにも対応できるよう、教材整備計画が策定されており、平成14年度から5年間で総額約4,300億円（1年当たり約860億円）の地方財政措置が講じられています。

文部科学省の調べでは、教材購入費の地方における予算措置が地方財政措置として地方交付税の基準財政需要額に計上した額を下回る状態にあります（参照：本章トピックス1 図表4）。各地方公共団体においては、教材整備に対する予算を十分に確保したうえで、各学校の自主的選択、裁量の拡大を踏まえ、教材が効率的に利用されているか、また各教材の必要数量が計画的に整備できているか、といった教材の検証・評価の視点を持ちつつ、これまで以上に計画的な整備に努めることが期待されます。

6 国旗・国歌の指導について

学校における国旗・国歌の指導については、児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行っているものです。

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置付けられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい認識が更に促進されました。

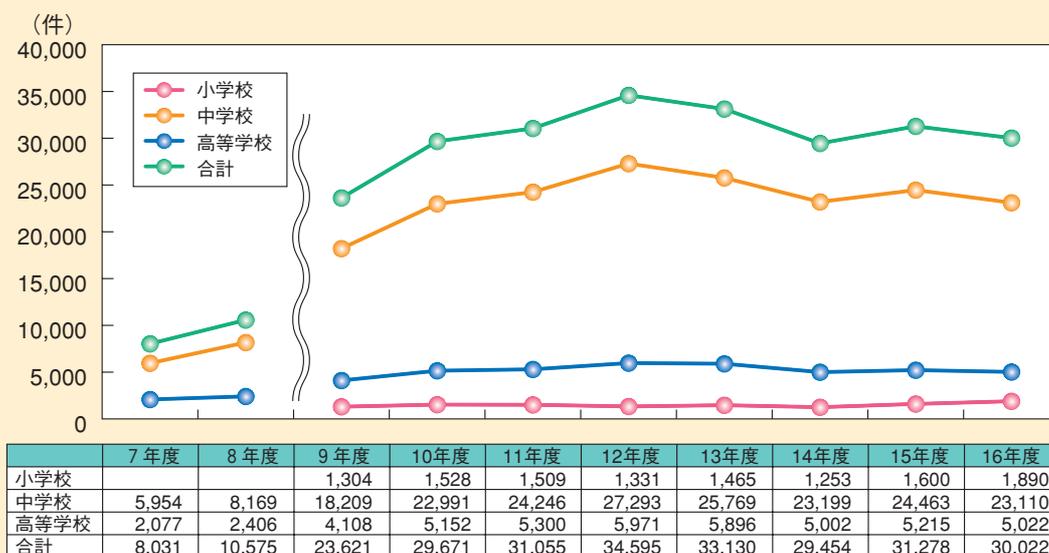
文部科学省としては、引き続きすべての学校において、学習指導要領に基づく国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導することとしています。

第2節 暴力行為、いじめ、不登校等の解決を目指して

1 暴力行為

平成16年度において、全国の公立小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊）の発生状況は、学校内で発生したものが全学校の15.3%に当たる5,765校において30,022件、学校外で発生したものが全学校の6.6%に当たる2,491校において4,000件となっており、暴力行為の件数が昨年度と比較して学校内外ともに減少しています（[図表2-2-5](#)）。

図表 2-2-5 学校内における暴力行為発生件数の推移



- (注) 1 調査対象：公立小・中・高等学校。
 2 平成8年度までは「校内暴力」の状況についての調査。
 3 平成9年度からは調査方法を改めたため、それ以前との比較はできない。なお、小学校については、9年度から調査を行っている。

(資料) 文部科学省調べ

少年非行については、警察庁の調べによると、平成16年の刑法犯少年の検挙人員は前年^{ひかり}に比べ減少していますが、依然として高水準で推移しています。また、17年6月には、山口県立光高等学校での爆発物傷害事件、東京都板橋区での管理人夫婦殺害事件、福岡県南区での実兄刺殺事件など、子どもたちがかわる重大な事件が相次いで発生しました。

文部科学省では平成16年6月の長崎県佐世保市^{させぼし}における女子児童殺害事件を受け、省内にプロジェクトチームを設置し、同年10月に、「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」を取りまとめ、各種施策を講じています。さらに17年6月に生じた前述の児童生徒による重大な問題行動を踏まえ、同プロジェクトチームを同年7月に再開し、9月に、「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）」を取りまとめました。

本プログラム（中間まとめ）では、学校と家庭、地域、関係機関等が一層緊密に連携して、

- ①学校で安心して学習できる環境作りの一層の推進
- ②情報社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方等の確立
- ③命を大切にする教育等の充実

④家庭教育の一層の充実

等に重点を置いた施策を講ずるとともに、今後の一層の取組の推進のために、現在の子どもたちを取り巻く課題やそれに対する社会全体の取組の在り方などに関して、関係省庁や有識者の協力を得ながら、必要な対策を今後とも引き続き検討していくこととしています。また、子どもの情動等に関して科学的に解明し、教育等へ応用させていくための方策について検討するため、「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」を設置し、平成17年10月に報告書を取りまとめました。

問題行動などへの対応は、関係機関が連携して取り組むことが重要です。そのため、文部科学省においては、平成16年度から「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」において、サポートチーム*の取組を一層充実させるとともに、「あそび・非行」の不登校児童生徒や学校内で深刻な問題行動を起こす児童生徒に対応するため、学校内外での支援等を行う「自立支援教室」の取組を推進しています。

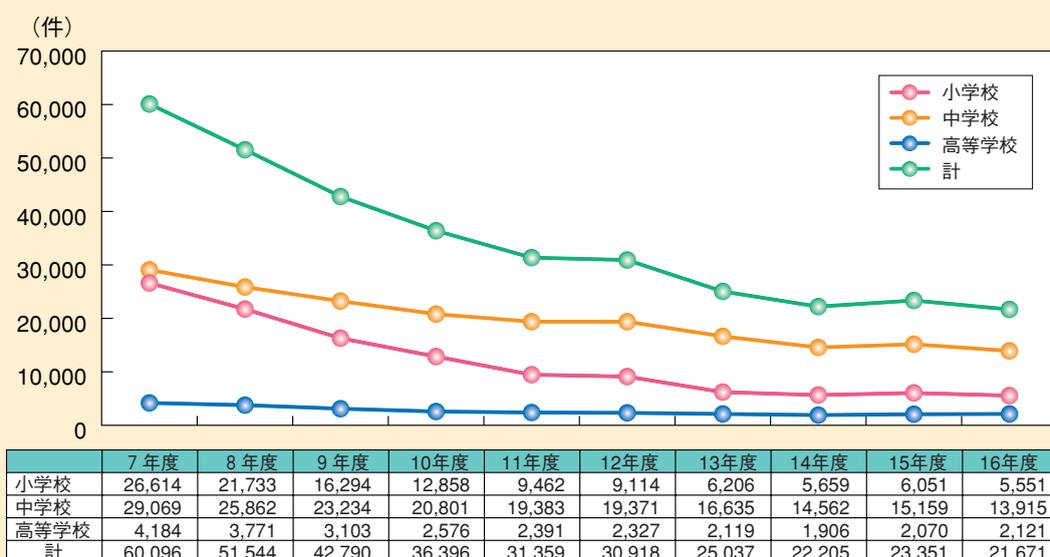
さらに、「平成15年度の生徒指導上の諸問題の現状調査」において暴力行為、いじめの発生件数がそれぞれ3年ぶり、8年ぶりに増加に転じたことを踏まえ、「生徒指導上の諸問題に関する調査研究会」に委嘱して、その原因が何によるのかについて調査・分析を行い、17年6月に「生徒指導上の諸問題に関する調査研究会報告書」を取りまとめ、公表しました。

2 いじめ

平成16年度において、全国の公立小・中・高・特殊教育諸学校におけるいじめの発生件数は21,671件であり、8年ぶりに増加した前年度から減少しています（図表2-2-6）。

いじめの問題については、「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、平成8年7月に「いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために

図表 2-2-6 いじめの発生件数の推移



(注) 1 調査対象：公立小・中・高・特殊教育諸学校
2 計には、特殊教育諸学校の発生件数も含む。

(資料) 文部科学省調べ

* サポートチーム

ここでは、問題行動などを起こす個々の児童生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関などが連携して対応するチームを指す。

我々一人一人が行動するとき～」と題する報告が文部科学省（当時：文部省）に提出されました。この報告において改めて確認されたいじめ問題への取組に当たっての基本的な認識は、次の5点です。

- ①「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを有していること
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑤家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

こうした基本的認識を踏まえ、特にいじめる児童生徒に対しては、いじめの非人間性や、それが他人の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を徹底することや、校内において他の児童生徒と異なる場所における特別の指導計画による指導、いじめが一定の限度を超える場合の出席停止の措置などが必要です。

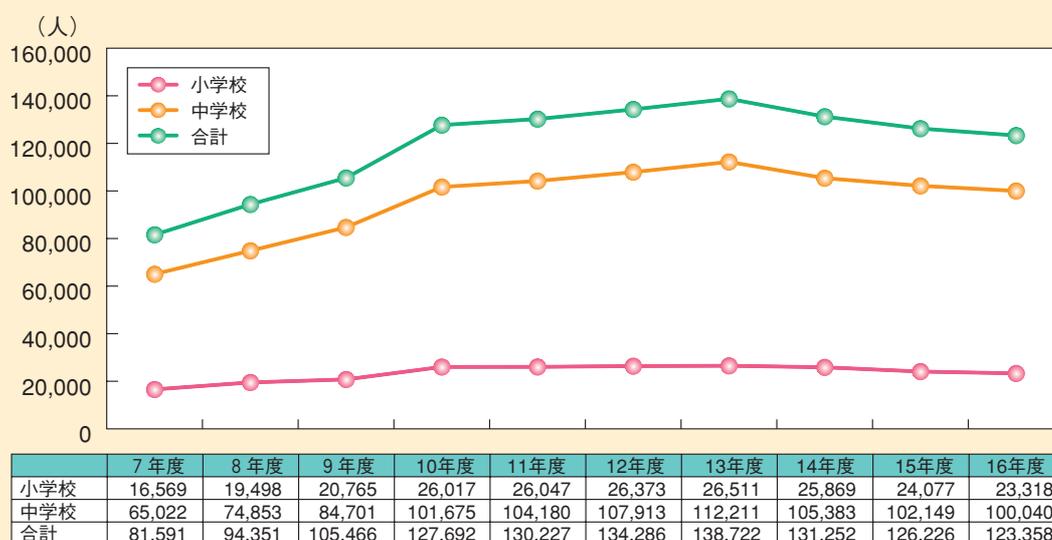
また、いじめられる児童生徒については、緊急避難としての欠席や学級替えなどの実施、「転校」措置の弾力的運用など、あくまでもいじめられる児童生徒の立場に立った取組がなされることが重要であり、文部科学省としてはその指導の徹底に努めています。

3 不登校

平成16年度に、「不登校」を理由に年間30日以上学校を欠席した児童生徒数は、全国の国公立小・中学生合わせて12万3,358人であり、3年連続で減少したものの、依然として相当数に上っており、引き続き教育上の大きな課題となっています（[図表2-2-7](#)）。

文部科学省では、平成15年度から、不登校への早期の対応ときめ細やかな支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所である教育支援センター（いわゆる適応指導教室）を核として、地域ぐるみのネットワークを整備する「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）」を実施しています（17年度は450地域）。さらに、複雑化する不登校の要因や背景に応じた適切な対策を行うために17年度から、不登校児童生徒への指導・支援に実績のあるNPO、

図表 ■ 2-2-7 不登校児童生徒数の推移



（資料）文部科学省調べ

民間施設等に対して、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な活動プログラムの開発を委託する「不登校への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業」を実施しています。

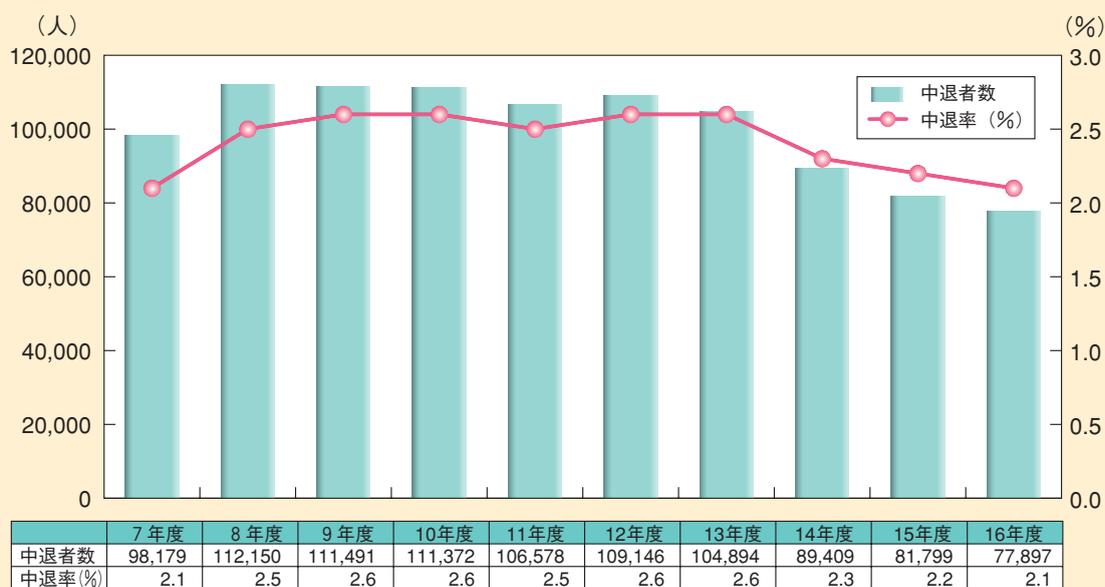
また、平成17年7月には、これまでの構造改革特別区域で特例措置として行ってきた、①不登校児童生徒を対象とした小・中・高等学校等における教育課程の弾力化措置、②家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒が、自宅においてIT等を活用して行った学習活動の指導要録上の出席扱いの措置を構造改革特別区域制度によらずに実施できることとしました。

4 高等学校中途退学

平成16年度の公・私立高等学校における中途退学者数は、77,897人であり、また、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は2.1%となっており、4年連続で減少しています（図表2-2-8）。中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」が38.4%で最も多く、次いで「進路変更」が34.3%となっています。

高等学校中途退学問題については、平成15年度から実施されている高等学校学習指導要領の下で、各高等学校において、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、一層きめ細かな教育相談、ガイダンスを実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更については、これを支援していくことも大切です。

図表 2-2-8 公・私立高等学校における中途退学者数の推移



(資料) 文部科学省調べ

5 校則

校則とは、児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくため、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められる一定の決まりです。校則自体は教育的に意義のあるものですが、その内容・運用は、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう、積極的に見直しを行うことが大切です。

文部科学省では、平成9年度に実施した「日常の生徒指導の在り方に関する調査研究」の調査結果を受けて、10年9月に、各学校における校則と校則指導が適切なものとなるよう都道府県などに対し通知を出し、指導の徹底に努めています。

6 体罰

文部科学省の調査によれば、平成16年度に体罰に関して処分を受けた教員数は143人（前年度比30人減）となっています。

体罰については、学校教育法により厳に禁止されていますが、もとより体罰による懲戒は、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、教師と児童生徒との信頼関係を損なう原因ともなり、教育的な効果も期待できないと考えられます。文部科学省では、各種通知や各種会議などを通じて、体罰の根絶について引き続き指導を行うこととしています。

7 教育相談体制の充実

児童生徒の不登校や問題行動などに適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切です。そのためには、学校、市町村、都道府県などにおいて、教育相談体制の整備を図る必要があります。

文部科学省では、平成7年度から、学校における教育相談体制などの機能の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士などをスクールカウンセラーとして配置し、その活用の在り方について調査研究を実施してきました。また、13年度からは、「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始し、各都道府県・政令指定都市において、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を行っています（17年度は約1万校）。これまでの取組を通じて、スクールカウンセラーの配置は、児童生徒の不登校や問題行動などの予防・発見・解消と、保護者や教員の子どもへの接し方についての助言の両面で効果があるなどの成果が数多く報告されています。

また、平成16年度から、教員OBなどの地域の人材を子どもと親の相談員として小学校に配置し、不登校などの早期発見・早期対応や未然防止に関する調査研究を実施しています。

さらに、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者である児童生徒等への対応が盛り込まれるなど、近年では、児童生徒の不登校や問題行動等への対応のみならず、自然災害や事件事故等の被害にあった児童生徒に対する心のケアなどの対応も期待されており、教育相談が担う役割はますます重要となってきています。

第3節 魅力ある優れた教員の確保

1 教員の資質能力の向上

(1) 教員の養成・採用・研修の一体的な取組による資質能力の向上

学校教育の充実は、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいと言えます。特に、これからの教員には、変化の激しい時代にあって、一人一人の子どもたちが自らの頭で考え、行動していくことのできる自立した個人として心豊かに、たくましく生き抜いていく基礎を培う教育を行うことが期待されています。そのため、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を備えた魅力ある教員を確保していくことがますます重要となっています。

こうした教員の資質能力は、養成・採用・研修の各段階を通じて、生涯にわたり形成されていくものであり、その向上のためには、これらの各段階を通じた関連施策の一体的な推進が必要です。このような観点から、文部科学省では次のような取組を進めています。また一方、今

後、信頼される学校づくりを進めるためには、教員が、児童生徒や保護者の尊厳と信頼を得られるような存在となることが不可欠であるとの観点から、現在、中央教育審議会において、教員養成・免許制度の在り方についての審議を行っています。

①教員養成

教員養成については、使命感や子どもへの愛情を持ちながら、現場の課題に適切に対応できる、力量ある教員の養成を図るため、平成10年の教育職員免許法などの一部改正により、教え方や子どもとのふれあいを重視し、教員の学校教育活動の遂行に直接資する「教職に関する科目」の充実など、大学における教員養成カリキュラムの見直しを行いました。この新しいカリキュラムは、12年度の大学入学者から全面的に適用されています。

また、学校現場のニーズを踏まえた教員養成を行うため、教員を養成する大学と教育委員会との連携が進められています。

②教員採用

教員採用については、採用の段階で、教員にふさわしい、個性豊かで多様な人材を幅広く確保していく観点から、各都道府県教育委員会などにおいて、学力試験の成績のみならず、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験の適切な評価などを通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されてきています（図表2-2-9）。また、条件付採用期間制度を適正に運用し、新規採用者の教員としての適格性を見極めるよう、各教育委員会の取組を促進しています。

図表 2-2-9 平成18年度公立学校教員採用選考試験実施方法等について

1 面接試験の実施状況等

(単位：都道府県・指定都市数)

	実施状況		実施方法				
	1次2次 両方で実施	個人・集団 両方を実施	面接官に民間の人事 担当者等を起用	面接官に臨床心 理士等を起用	模擬授業 の実施	場面指導 の実施	指導案作成 の実施
平成17年度試験	49	58	45	20	44	28	17
平成18年度試験	48	58	43	21	45	30	16

2 実技試験の実施状況等

(単位：都道府県・指定都市数)

区 分	小学校				中・高等学校	
	水 泳	体育実技	音 楽	図画工作	英語(英会話)	全員に対する運動能力テスト
平成17年度試験	56	54	53	18	60	12
平成18年度試験	57	53	54	17	61	12

3 受験年齢の上限の緩和について

(単位：都道府県・指定都市数)

区 分	制限なし	51歳未満	50歳未満	46歳未満	45歳未満	41歳未満	40歳未満	36歳未満	35歳未満	30歳未満
平成17年度	6	3	1	2	2	3	24	7	12	0
平成18年度	7	3	1	2	2	3	25	6	12	0

4 優れた知識・技能を有する社会人の登用

(単位：都道府県・指定都市数)

区 分	志願書に記入させる (成績報告書の提出を含む)		面接時に聴取する
	民間企業経験	教職経験	
平成18年度	民間企業経験	59	38
	教職経験	61	41
	スポーツ・芸術の技能	53	42

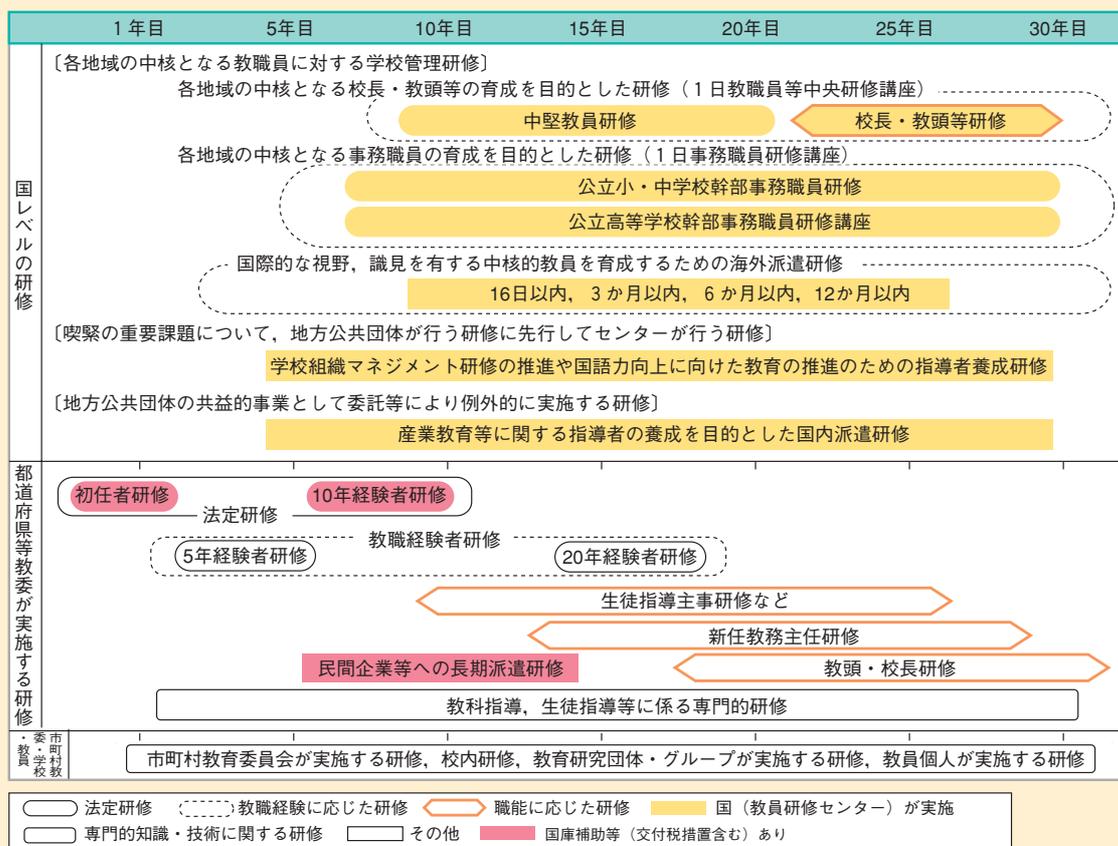
(資料) 文部科学省調べ

③教員研修

教員には、その職責を遂行するため絶えず研究と修養（以下、「研修」という。）に努めることが求められています。また、都道府県教育委員会などにおいては、適切な研修の機会を提供することが必要とされています。このため、教員がその経験、専門分野、能力などに応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修などの各種研修が実施されています。

また、国においては、①各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修、②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の先行段階として行う研修などを独立行政法人教員研修センターにおいて実施しています（図表2-2-10）。

図表 2-2-10 教員研修の実施体系



このような教員の資質向上に向けた施策の中で、特に以下の取組を進めています。

○初任者研修，10年経験者研修の実施

初任者研修は、新たに採用された教員に対して、大学において学んだ理論と学校現場における教育実践を統合・発展させ、幅広い知見を得させるため、1年間、学校内外で研修を行うものです。

また、10年経験者研修は、在職期間が10年程度に達した教員に対して、教員の得意分野を伸ばすことを目的として、個々の能力・適性などの評価を踏まえて、1年間、学校内外で研修を行うものです。

これらの研修は、法律上必ず実施する研修とされており、各都道府県教育委員会が実施しています。

○学校組織マネジメント研修

これからの教員は、総合的な管理運営能力を身に付ける必要があります。また、学校運営の改善のため、学校に組織マネジメント（「管理」や「経営」）の発想を導入し、校長が独自性とリーダーシップを発揮することが期待されています。

このような観点から、文部科学省では、学校経営者として必要な組織マネジメント研修のモデルとなるカリキュラム（①校長・教頭向け ②教職員向け ③事務職員向け）とその内容を説明したDVDを開発し、各都道府県教育委員会などに提供しています。

○長期社会体験研修の充実

教員も社会の一員であることに変わりはありません。特に、今日のように社会の変化が激しい時代にあって、教員には、様々な経験を通じて幅広い視野を持つことが求められています。

このような観点から、教員を民間企業、社会福祉施設、社会教育施設などの学校以外の施設などへおおむね1か月から1年程度の長期にわたり派遣する長期社会体験研修が全国で実施されているところです（図表2-2-11）。

文部科学省では、平成13年度から、各教育委員会の取組を支援することにより、教員の長期社会体験研修の充実を図っています。

図表 2-2-11 長期社会体験研修

○教員の長期社会体験研修の実施状況（平成16年度）

実施 県市数	派遣人数（人）	派遣先			
		民間企業	社会福祉施設	社会教育施設	その他
76	1,293	875	230	97	91

- (注) 1 派遣教員数の内数は派遣先別の派遣教員数。
 2 「その他」は知事部局等への派遣。
 3 実施県市数の母数は、都道府県・指定都市、中核市（95都道府県市）。
- (資料) 文部科学省調べ

(研修内容例)

【民間企業】

テレビ、ラジオ局における企画・番組制作・取材、ホテルでの接客 など

【社会福祉施設】

福祉施設における介護、保育士体験 など

【社会教育施設】

国際協力事業団における事務、少年自然の家における自然活動の指導 など

【その他】

知事部局での行政実務研修、商工会議所での情報処理作業 など

○大学院修学休業制度

平成13年4月に、教員の自主的・主体的研修活動を支援するために創設された大学院修学休業制度の運用が始まりました。この制度を活用することで、公立学校の教員が、一定の期間休業し、教職経験を通じて培った自らの課題意識を基に、大学院で学習することが可能となりました。17年4月1日現在、819人がこの制度を利用しています。

(2) 教員の実績評価と処遇等への反映

教員が自ら能力を向上させながら、その力を最大限に発揮するようにするには、能力や実績などをきちんと評価し、その結果を人事や処遇に適切に反映することが大切です。

Column
14
コラム

中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(中間報告)

信頼される学校づくりを進めていく上で、優れた教員を養成・確保していくことが極めて重要であることから、平成16年10月20日に、中央教育審議会に対して、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」諮問がなされました。これを受けて、中央教育審議会では、初等中等教育分科会・教員養成部会を中心に、1年余りにわたって審議が行なわれ、17年12月8日に、中間報告がとりまとめられました。

本中間報告では、教員が広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となるため、①大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する、②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものに改革する、という方向で検討されています。具体的には、①新たな必修科目「教職実践演習(仮称)」の新設や、外部評価・第三者評価等を用いた教職課程の事後評価制度の導入などによる教職課程の質的水準の向上、②教員養成に特化した専門職大学院としての「教職大学院」制度の創設、③免許状の有効期限は10年間とし、一定の講習の受講・修了により更新できる教員免許更新制の導入等について具体的な提言をしています。

中央教育審議会では、各方面からの様々なご意見を参考としつつ、答申のとりまとめに向けた審議を行っています。なお、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(中間報告)の全文については、文部科学省ホームページをご覧ください(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120802.htm)。

今後の教員養成・免許制度の在り方について(中間報告のポイント)

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の前提となるものであり、重要。

改革の重要性

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

改革の具体的方策

1: 教職課程の質的水準の向上

一大学で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための教職課程の改革一

- ◆各大学における組織的指導体制の整備
 - ・「教職指導」の実施を法令上、明確化
 - 個々の知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を実践できる資質能力の形成を指導、助言、援助する取組を充実
 - ・「教職実践演習(仮称)」の新設・必修化
 - 「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認
 - ・「教員養成カリキュラム委員会」の設置推進と機能の充実・強化
- ◆教職課程に係る事後評価制度の導入や認定審査の充実
 - 外部評価・第三者評価の導入等

2: 教職大学院制度の創設

一より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設一

- ◆名称 教職大学院
- ◆目的・機能
 - ・実践的な指導力を備えた新入教員の養成
 - ・現職教員を対象に、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成
- ◆教育課程・方法
 - ・体系的に開設すべき授業科目の領域(5領域)を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設
 - ・事例研究、フィールドワーク等

- ◆教員組織 実務家教員4割以上
- ◆修業年限 標準2年
- ◆修了要件 2年以上在学し、45単位以上修得(10単位以上は学校における実習)

3: 教員免許更新制の導入

一養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する一

- ◆趣旨 免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図るための制度として、更新制を導入
- ◆免許状の有効期限 10年間
- ◆更新要件 有効期限内に一定の講習を受講・修了すること(講習は、新設科目と同様の内求められる資質能力に刷新(リニューアル)する内容)
- ◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効(但し、講習の受講により再授与の申請は可能)
- ◆現職教員に適用することが可能かどうか、さらに検討

4: その他

- ◆上進制度 勤務実績を適切に評価する方向で改善
- ◆取上げ事由の強化 分限免職処分を受けた者の免許状の取上げが可能かどうか検討

教員のライフステージ

【養成段階】

- ◎教職過程の質的水準の向上(上記と同じ。)
- ◎教職大学院の設置(上記と同じ。)

【採用段階】

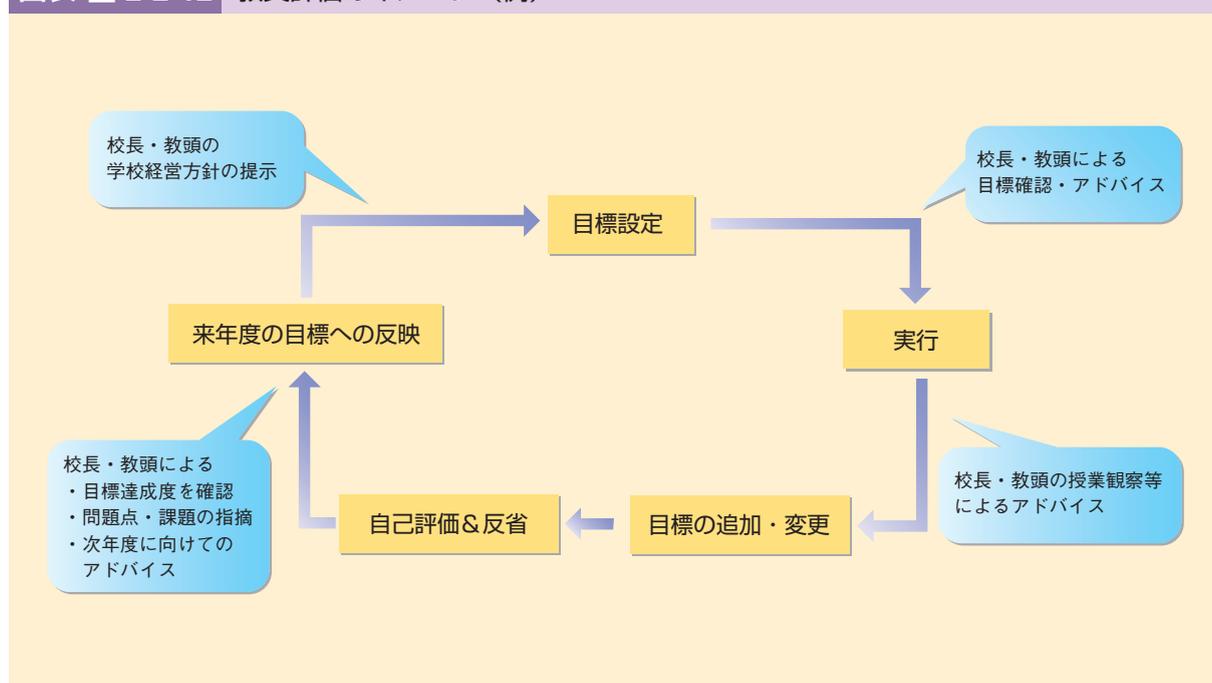
- ◎採用選考の改善・充実
 - ・人物評価の一層の充実
 - ・大学の成績や教職課程の履修状況の適切な評価
 - ・採用スケジュール全体の早期化
 - ・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進等

【現職段階】

- ◎現職研修の改善・充実
 - ・初任研等の内容・方法・評価等の改善・工夫
- ◎人事管理の改善・充実
 - ・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な運用を一層推進
- ◎教員評価の推進
 - ・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

このため、文部科学省では、平成15年度から17年度の3か年で、すべての都道府県と指定都市の教育委員会に新たな評価システムに関する調査研究を委嘱し、評価の改善充実を図ってきました（図表2-2-12）。既に人材育成，能力開発に重点を置いた、いわゆる目標管理を中心とした評価を先行的に行っている教育委員会もあります。これまでのところ，9教育委員会*1で運用が行われており，17年度中には全都道府県・指定都市で新しいシステムが整備されるよう，取組が進められています。

図表 2-2-12 教員評価のイメージ（例）



また，とりわけ，高い指導力や優れた実績のある教員を評価することも重要であり，平成17年4月現在，35の教育委員会が優秀教員を表彰する仕組みを導入しています。この中には，表彰等を受けた教員に対し，「はつらつ先生」（埼玉県），「エキスパート教員」（広島県），「授業の鉄人」（愛媛県）などの称号を与え，各種研修会等の講師として活用するなどの取組もあります。また，7教育委員会*2で表彰結果を給与等の処遇に反映させる取組がなされており，期末勤勉手当への反映や特別昇給が行われています。

（3）指導上の問題がある教員への厳格な対応

①いわゆる「指導力不足教員」への対応

児童生徒との適切な関係を築くことができないなど指導を適切に行うことができない，いわゆる「指導力不足教員」については，子どもへの影響も極めて大きいことから，このような教員が児童生徒の指導に当たることのないようにしなければなりません（図表2-2-13）。

このため，文部科学省としては，指導力不足教員について，継続的な指導や研修を行うとともに，状況に応じ分限処分等の必要な措置を講じるシステムづくりを推進し，現在，すべての都道府県と指定都市の教育委員会でこのようなシステムが運用されています。

*1 9教育委員会

東京都，神奈川県，大阪府，広島県，香川県，川崎市，横浜市，大阪市，広島市

*2 7教育委員会

宮城県，富山県，岐阜県，岡山県，香川県，愛媛県，佐賀県

図表 ■ 2-2-13 平成16年度における指導力不足教員の認定者

認定者総数 (①+②+③)	うち16年度新規認定者	①16年度に研修を受けた者							②その他 (研修を受講することなく別の措置等がなされた者)	③17年度から研修	
		現場復帰	依願退職	分限免職	分限休職	転任	研修継続	その他 [定年退職 1 死亡退職 1 病気休暇 5]			
566	282	377	127	93	7	11	1	131	7	23	166

(参考) 過去の認定者数 (H12) 65名, (H13) 149名, (H14) 289名, (H15) 481名

○認定者566名の状況

- ・年代……40代 (50%), 50代 (34%), 30代 (15%), 20代 (1%)
- ・在職年数…20年以上 (61%), 10~20年未満 (35%), 6~10年未満 (3%), 5年以下 (1%)
- ・性別……男性 (72%), 女性 (28%)
- ・学校種……小学校 (49%), 中学校 (28%), 高等学校 (15%), 特殊教育諸学校 (8%)

(資料) 文部科学省調べ

②非違行為を行う教員に対する厳正な対処

わいせつ行為や体罰等の非違行為は、それ自体許しがたいものであることのみならず、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。

したがって、文部科学省では、教員の服務規律の徹底を図るよう各教育委員会を促すとともに、非違行為については厳正に対処するよう指導しています。また、平成17年度に初めて、教育職員のわいせつ行為等に係る懲戒処分事案の具体的状況について調査を行い、その全容の把握に努めています(図表2-2-14)。文部科学省としては、このようなわいせつ行為等を根絶し、保護者や地域住民の信頼を確保するため、各教育委員会に対して、児童生徒に対するわいせつ行為等は教員として絶対に許されないものであり、原則として懲戒免職にすること、懲戒処分の基準を作成し公表すること、全ての処分事案を公表することなど、懲戒処分の厳正な運用をお願いしています。

図表 ■ 2-2-14 公立学校教育職員の懲戒処分等の状況 (平成16年度)

処分事由	懲戒処分の種類				合計	訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
体罰	0	20	66 (1)	57 (2)	143 (3)	277 (208)	0	420 (211)
わいせつ行為等	95	31	10 (6)	5 (28)	141 (34)	16 (123)	11	168 (157)
国旗・国歌の取扱い等	0	0	18 (0)	107 (0)	125 (0)	10 (1)	0	135 (1)
争議行為	0	6	0 (0)	6 (0)	12	9 (0)	0	21 (0)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	9	2	8 (11)	0 (10)	19 (21)	6 (21)	0	25 (42)
交通事故	24	78	143 (1)	340 (10)	585 (11)	1,603 (152)	0	2,188 (163)
その他の服務違反	37	43 (1)	49 (8)	72 (18)	201 (27)	540 (293)	3	744 (320)
合計	165	180 (1)	294 (27)	587 (68)	1,226 (96)	2,461 (798)	14	3,701 (894)

(注) 1 教育職員とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

2 () は、監督責任により懲戒処分を受けた者の数で、外数である。

(資料) 文部科学省調べ

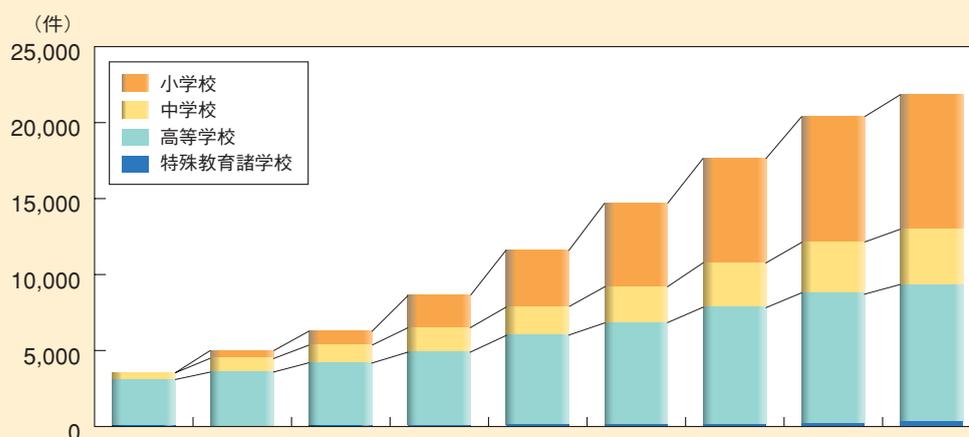
(4) 学校教育における社会人の活用

幅広い経験を持ち、優れた知識や技術などを有する社会人や地域住民が、様々な形で学校教育に参加することは、社会に開かれた学校づくりを推進し、学校教育の多様化・活性化を図るために極めて重要です。文部科学省では、次のような施策を進めています。

① 社会人講師の活用等

優れた知識や技術などを有する社会人や地域住民が、教員免許状を持っていないとしても、教科や「総合的な学習の時間」の一部などを担当することができる「特別非常勤講師制度」については、年々活用が広がっており、平成15年度の活用件数が、全国で2万392件となっています(図表2-2-15)。

図表 2-2-15 特別非常勤講師制度の活用状況と具体的な教授内容の例



	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
合計	3,537	5,014	6,280	8,646	11,607	14,695	17,650	20,392	21,906
小学校	6	515	920	2,140	3,711	5,490	6,861	8,249	8,881
中学校	442	913	1,163	1,604	1,874	2,369	2,946	3,324	3,649
高等学校	3,049	3,563	4,153	4,803	5,886	6,675	7,655	8,589	9,046
特殊教育諸学校	40	23	44	99	136	161	188	230	327

(資料) 文部科学省調べ

(単位: 件)

特別非常勤講師による具体的な教授内容の例

学校種	具体的な教授内容の例	特別非常勤講師の職業等
小学校	和太鼓, 木材加工, ちぎり絵	和太鼓保存会指導者, 木工所所長, 町民講座講師
中学校	コンピューターグラフィックス, エアロビクス, 茶道・華道, 古典芸能	OAインストラクター, スポーツインストラクター, 茶華道教授, 能楽師
高等学校	国際ボランティア, 点字・手話, 看護実習, 料理実習	NPO職員, 福祉施設職員, 看護師, ホテル料理長
盲・聾・養護学校	臨床医学, 公衆衛生, リハビリテーション	医師, 薬剤師, 理学療法士

さらに、平成14年6月には、教育職員免許法を一部改正し、教員免許状を持たない優れた社会人などに都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与する「特別免許状制度」について、学校教育における社会人活用の一層の促進のために、授与要件を緩和するなどの改善を行っています。これにより、特別免許状の授与を前提とした社会人選考を行うなど、多様な社会経験や得意分野を持つ人材の教員への採用が一層進むことが期待されます。

②民間人校長等の登用

学校が地域の信頼を得ながら特色ある学校づくりを進めるには、学校運営の責任者である校長に人を得ることが肝要です。従って教育に関する識見だけでなく、組織運営能力などにも着目し、幅広く適材を確保することが必要です。

文部科学省としては、平成12年に校長等の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職の経験がない者であっても校長に任用できるようにしました。これにより、17年4月1日現在、全国で92名の民間人校長が登用されています。また、17年4月には、全国最年少（32歳）となる民間人校長が登用されています。民間人校長の登用に当たっては、求めるものを明確に示し、研修や教育委員会の支援体制を整えることが大切です。

2 教職員定数の改善及び学級編制の弾力化

(1) これまでの経緯

文部科学省では、児童生徒の学習活動や学校生活の基本的な単位である学級の規模の適正化を図るとともに、教育活動を円滑に行うために必要な教職員を確保するための教育条件を整備することを目的として、法律で公立の小・中・高等学校・中等教育学校と盲・聾・養護学校の学級編制・教職員定数の標準を定め、計画的に改善しています。

(2) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の完成

公立義務教育諸学校については、これまでの6次にわたる改善計画に引き続き、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（平成13～17年度までの5か年計画；改善総数2万6,900人）を実施してきました。17年度は、その最終年次分として5,380人の改善を図り、同計画は17年度をもって完成しました。具体的な内容については、次のとおりです。

- ①教諭などの定数について、算数、理科などの教科に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別学習など、指導方法の工夫改善を行うことができるようにし、教員1人当たり児童生徒数を欧米並みの水準に改善
- ②教頭の定数について、学校運営の円滑化のため、改善
- ③養護教諭等の定数について、児童生徒の心身の健康問題に適切に対応できるよう改善
- ④栄養教諭・学校栄養職員の定数について、給食の衛生管理や食の指導の充実が図れるよう改善
- ⑤事務職員の定数について、多様な教育活動の展開に伴う事務処理の増加に対応できるよう改善
- ⑥特殊教育諸学校の小・中学部について、障害の重度・重複化などに対応して、教頭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、自立活動担当教員、養護教諭等の定数を改善
- ⑦教員の見識を広めるため、企業などにおける研修（長期社会体験研修）に派遣されている間に、その代替となる教員を配置できるよう、研修等定数を措置

(3) 第6次公立高等学校教職員定数改善計画の完成

公立高等学校についても、これまでの5次にわたる改善計画に引き続き、第6次公立高等学校教職員定数改善計画（平成13～17年度までの5か年計画；改善総数7,008人）を実施してきました。17年度は、その最終年次分として1,402人の改善を図り、同計画は17年度をもって完成しました。具体的な内容については、次のとおりです。

- ①教諭などの定数について、少人数による授業や、中高一貫校や総合学科、単位制高校など多様な指導形態をとる学校に配慮する観点に立って改善
- ②教頭の定数について、学校運営の円滑化や、複数の学科を設置する学校の充実のため改善
- ③養護教諭等の定数について、生徒の心身の健康問題に適切に対応できるよう改善

- ④事務職員の定数について、多様な教育活動の実施に対応できるよう改善
- ⑤特殊教育諸学校の高等部について、小・中学部に準じて改善
- ⑥長期社会体験研修に派遣されている間の代替教員分として研修等定数を措置

(4) 学級編制の弾力化

公立義務教育諸学校の学級編制については、現在、法律の定めにより、1学級40人を上限とすることを標準として、各都道府県教育委員会が基準を定めることとなっています。

しかしながら、地域の実情や児童生徒の実態に応じた学校教育にも対応できるよう、平成13年度から、特に必要と認められる場合には、各都道府県教育委員会の判断により、特例的に国の標準を下回る少人数の学級編制基準を設けることを可能にしました。

これに加えて、平成15年度から、各都道府県の判断により、例えば学年などを限定する特例的な場合に限らず、40人を下回る一般的な基準（例えば県内一律の38人学級編制）を定めることも可能となるよう弾力化を図るとともに、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、基準にとられない柔軟な学級編制が従来からも可能であることを改めて周知し、学級編制の一層の弾力化を図りました。

さらに、平成16年度からは、各都道府県の判断で少人数学級編制を行う場合には、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、国庫負担対象となる加配定数を活用することが可能になるよう、加配教職員定数の運用についても弾力化を図りました。

これにより、平成17年度は、小学校低学年を中心に45道府県において少人数学級が実施されています。

第4節 信頼される学校づくりに向けて

1 自律的な学校運営に向けて～地域の参画を通して～

地域全体として子どもたちの成長を支えていくために、学校には、保護者や地域住民の信頼にこたえつつ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

そのため、学校が、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営ができるよう、教育課程、予算などについての学校の裁量を拡大することが求められています。

また、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを促進していくために、学校評議員制度や、平成16年度に導入された学校運営協議会制度を活用していくことが重要です。

さらに、教育活動の成果を検証すると同時に、住民参画に資する情報を共有するため、学校は学校運営の状況について自己評価や外部評価を行うことが必要です。

これらの活動を通じて、保護者や地域住民に信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

(1) 学校の裁量拡大

地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、各学校において、それぞれの教育理念や教育方針に基づき、地域の状況などに応じて、自主的・自律的な学校運営を行うことが必要です。このような観点から、各教育委員会において、学校の裁量を拡大するため次のような取組が進んでいます。

①学校と教育委員会の関係を定めている学校管理規則について、これまで教育委員会の承認が必要であったものを届出に改めるなど、教育委員会の関与を縮減

②校長裁量経費を措置するなど、学校予算における学校の裁量を拡大

例えば、これまで教育委員会が一律に定めていた長期休業期間について、届出があれば校長が学校の実情に応じて夏休みを縮減したり、2学期制を導入できるようにした教育委員会も増える傾向にあります。

(2) 学校評議員制度の活用

公立学校における学校評議員の設置状況は、年々増加傾向にあります。平成17年度において学校評議員(類似制度を含む)を設置している公立学校は78.4%、国立学校は99.6%となっています。学校の教育活動について校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、地域との連携や様々な教育活動への協力といった面からの寄与など、活躍の場が広がっています(図表2-2-16)(参照：第1部第2章第4節①)。

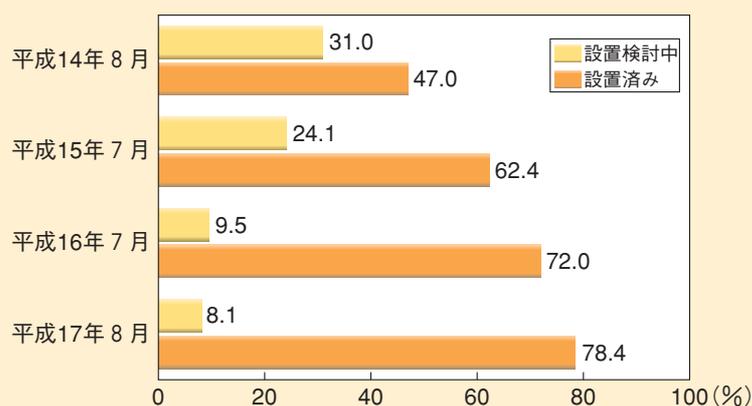
図表 2-2-16 国公立学校における学校評議員等の設置状況(平成17年8月1日現在)

■国公立学校における学校評議員(類似制度を含む)の設置状況(校種別)

全学校数に占める割合

		公立学校		国立学校	
		設置校数	割合	設置校数	割合
内 訳	合計	33,694	78.4%	263	99.6%
	幼稚園	1,717	32.2%	49	98.0%
	小学校	18,816	83.7%	73	100.0%
	中学校	8,593	84.5%	76	100.0%
	高等学校	3,710	91.0%	18	100.0%
	中等教育学校	9	100.0%	2	100.0%
	盲・聾・養護学校	849	91.0%	45	100.0%

■公立学校における学校評議員(類似制度を含む)の設置状況の推移(全公立学校種合計)



※「学校議員類似制度」=趣旨や目的が学校評議員とほぼ同じ制度のうち、学校評議員制度の要件を一部満たしていない制度

(資料) 文部科学省調べ

(3) 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)について

学校運営協議会は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、校長や教職員と一体となって、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるための仕組みです。

学校運営協議会は、教育委員会の判断で全国全ての地域の公立学校に設置することが可能であり、その委員は、地域住民や保護者から教育委員会が任命することになります。また、学校

運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校の教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べることなどができます。

学校運営協議会を活用することで、保護者や地域住民の多様なニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させることができるようになるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育活動が展開されることが期待されます（参照：第1部第2章第4節①）。

(4) 学校評価と情報提供の推進

「小学校設置基準」（文部科学省令）等に基づき、平成14年4月より、小学校、中学校、高等学校、幼稚園等には、自己評価を実施してその結果を公表する努力義務が課されています。また、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが義務付けられています。

平成16年度間において、自己評価を実施した公立学校は96.5%、外部評価を実施した公立学校は78.4%、また自己評価実施校のうち評価結果を公表している公立学校は42.8%、外部評価実施校のうち評価結果を公表した公立学校は82.9%となりました。前年に比べ実施率は着実に向上していますし、評価結果を公表する学校数も増加しましたが、公表率はほぼ横ばいとなっており、今後の課題といえます（図表2-2-17）。

学校評価においては、単に評価を行うだけでなく、評価の結果から明らかになった課題に対して必要な対策を講じ、自立的・継続的に教育活動を改善していくことが期待されます。

図表 2-2-17 学校評価の実施とその公表状況（平成16年度間）

■ 学校評価の実施率

全学校の内、評価を実施した学校の割合

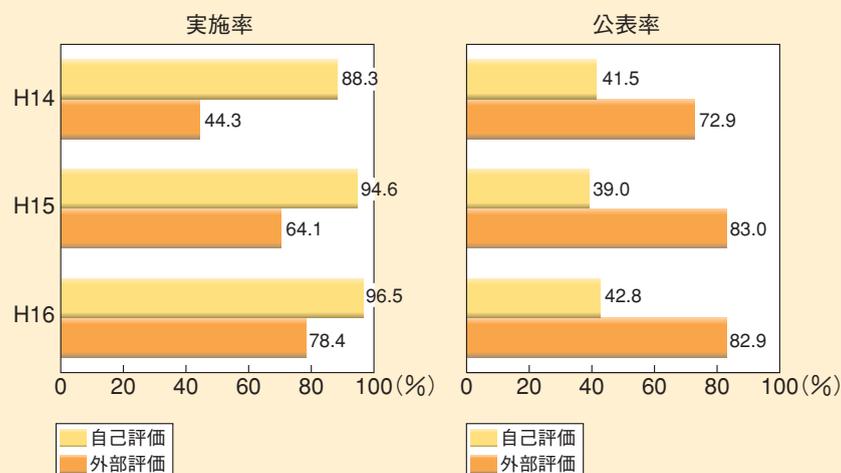
	公立学校	国立学校	私立学校
自己評価	96.5%	94.7%	51.5%
外部評価	78.4%	82.6%	16.7%

■ 学校評価結果の公表率

評価を実施した学校の内、結果を公表した学校の割合

	公立学校	国立学校	私立学校
自己評価	42.8%	44.8%	16.5%
外部評価	82.9%	60.6%	34.7%

■ 公立学校 実施率・公表率の推移



※公表率 H14データのみ、全国都道府県教育長協議会実施のアンケートによる

(資料) 文部科学省調べ

学校評価システムの構築による義務教育の質の保証

学校教育の質は、国・地方公共団体・学校だけでなく、保護者や地域住民が学校運営に参画し、ともに学校をつくっていくことでより高まるものです。また学校参画を通じて構築される「信頼される学校」そのものも、学校教育の質の大きな要素をなしています。そして、地域住民や保護者の学校への信頼を高め、参画を促すためには、教育活動についての評価及び公開を通じて説明責任を果たすことが重要です。

地方公共団体や学校現場の裁量拡大の進展と、公立学校の教育の質について高まる保護者・地域住民の関心の中で、教育現場の自律的・継続的な改善がなされていくためには、学校評価システムを構築することが必要不可欠といえます。

平成14年度より小学校設置基準等において、自己評価の実施と、その結果の公表が努力義務化され、また中央教育審議会が17年10月にまとめた答申『新しい時代の義務教育を創造する』の中では、学校教育の質の保証を求める保護者・国民のニーズが強い中、学校評価の充実が必要であるという認識に基づき、

- 自己評価の実施とその公表の義務化を検討することが必要
- 外部評価についても、学校評価をより充実する観点からその充実を図ることが必要と指摘されています。

文部科学省としては、中央教育審議会答申や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に従い、義務教育について、学校・地方公共団体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインの策定を目指すこととし、検討を行っております。

また、平成18年度より学校評価システムの総合的な検討、学校の第三者評価の試行、ガイドラインに基づく評価実践研究を行うこととしています。

2 地域に根ざした教育行政の展開

教育行政においては、国が学校制度の基本的な枠組みの制定や教育内容に関する全国的な基準の設定を行い、その上で地方は、それぞれの地域の実情に応じ、主体的に教育の質を高め、それぞれの地域において最適な状態を実現することが必要です。

さらに、地方の中でも、義務教育の直接の実施主体である市区町村や学校に権限の移譲を進めるとともに、市区町村が設置者としてその地域の状況に応じた教育を実現できるようにしていくことが必要です。

教育行政における国と地方の関係・役割については、平成11年の地方分権一括法を受けた教育長の任命承認制度の廃止や、国や都道府県が行う指導、助言、援助などの在り方の見直し等が行われました。

また、今後の地方教育行政の在り方については、平成16年3月に「地方分権時代における教育委員会の在り方について」諮問を受け、17年1月に中央教育審議会地方教育行政部会において「地方分権時代における教育委員会の在り方について」が取りまとめられました。更に、同年2月より、中央教育審議会義務教育特別部会において議論が行われ、同年10月に答申「新しい時代の義務教育を創造する」が取りまとめられました。ここでは、教育委員会については、すべての地方公共団体に設置するなど現在の基本的な枠組みを維持した上で、それぞれの地方公共団体の実情にあわせた教育委員会制度の見直しや、市区町村への教職員人事権移譲など、地域の実情に応じた教育を実現できるようにしていくことが提言されています。

1 高等学校教育の個性化・多様化を進めるために

(1) 改革の基本的方向

高等学校への進学率が97%を超え、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する中で、生徒一人一人の個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた充実した高等学校教育を実現するためには、各学校がそれぞれの特色を生かし創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりを進めていくことが大切です。

このため、文部科学省は、総合学科や単位制高等学校をはじめとする新しいタイプの高等学校や特色ある学科・コースの設置などを推進するとともに、自校以外での学修成果の単位認定の幅の拡大などを通じて、多様なカリキュラムづくりが可能となる制度の整備を進めています。

(2) 特色ある高等学校づくりの推進

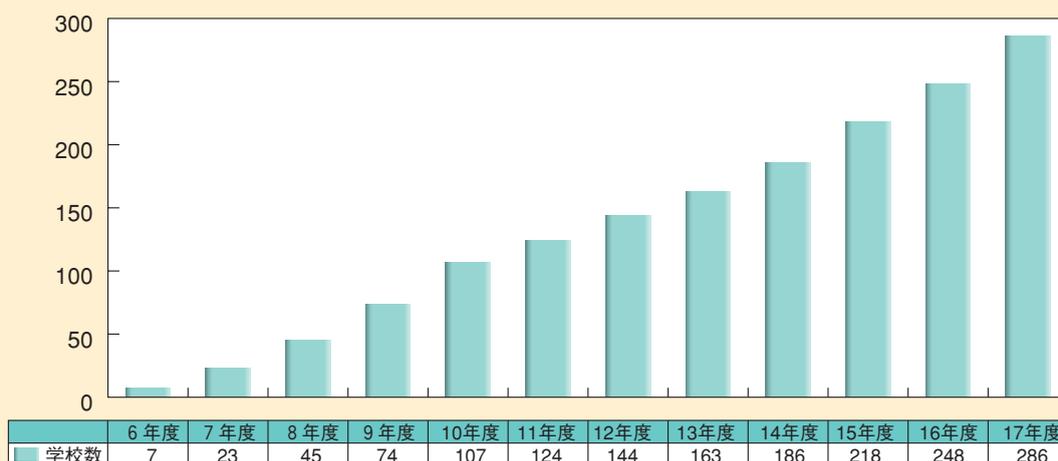
① 総合学科

総合学科は、普通科と専門学科に並ぶ新しい学科として、平成6年度から設置されており、17年度までに47都道府県4指定都市に286校が設置されています（図表2-2-18）。

総合学科の教育の特色は、幅広い選択科目の中から自分で科目を選択し学ぶ点にあり、生徒がそれぞれの個性に応じた達成感を得ることができる学習や、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めるための学習が重視されています。

総合学科には、高等学校教育改革の中心的な役割が期待されており、文部科学省では、当面は、総合学科を設置する公立高等学校が高等学校の通学範囲に少なくとも1校整備されることを目標としています。

図表 2-2-18 総合学科の推移



(資料) 文部科学省調べ

② 単位制高等学校

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校です。昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制課程においても設置が可能となっています。17年度までに、47都道府県8指定都市

に684校（うち全日制課程は400校）が設置されています。

単位制高等学校の特色としては、自分の学習計画に基づき、興味、関心などに応じた科目を選択し、学習できることや、学年の区分がなく、自分のペースで学習に取り組むことができることなどが挙げられます。

③その他の特色ある学校・学科・コースなど

総合学科や単位制高等学校のほかにも、多種類の学科、コース、学系を設置し、それらの枠を超えた選択履修を可能とする学校や、学校全体で情報化に対応する学校、国際理解や外国語能力の育成を目的とする学校など、様々な特色のある新しいタイプの高等学校が設置されています。

④自校以外での学修成果の単位認定

生徒の多様な学習意欲にこたえて選択学習の機会を拡大するため、他の高等学校、専修学校における学修の成果や技能審査などの成果を自校の単位として認定を可能とする制度が、平成5年度から導入されています。また、10年度からは、ボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する分野における活動、大学、高等専門学校、社会教育施設などにおける学修の成果についても、各学校長の判断によって、単位として認定することが可能となっています。

さらに、平成17年度からは自校以外での学修により認定できる単位数の上限を、従来の20単位から36単位に拡大しています。

⑤高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定

平成17年度から、従来の大学入学資格検定に代わり高等学校卒業程度認定試験が導入されるとともに、高等学校の定時制・通信制課程の生徒に加え、全日制課程の生徒にもその受験が認められることとなりました。このことを踏まえ、全日制課程、定時制課程、通信制課程の別を問わず、高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について、生徒が在学する学校長の判断により、単位を与えることができるよう制度改正を行いました。

(3) 高等学校学習指導要領

高等学校においては、生徒の多様な興味・関心、進路希望などに応じて、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりするなど、学校や生徒の実態に応じた教育課程を編成することが必要です。

平成11年3月29日には、確かな学力を育成し、生きる力をはぐくむことを目指して、高等学校学習指導要領を改訂し、15年度に高等学校に入学した生徒から適用しています。具体的には、卒業に必要な修得総単位数や必修科目の最低合計単位数を縮減するとともに、学校や生徒の選択の幅を広げ、生徒の興味・関心、進路希望などに応じ、それぞれの能力を十分伸ばす教育を展開することを目指し、次のような改善を図っています。

- ①卒業に必要な修得総単位数を、従来の80単位以上から74単位以上に改めました。
- ②各学校において、学校や生徒の実態に応じ、創意工夫を生かした教育活動を行うとともに、学び方やものの考え方、問題解決能力などを育成するため、新たに「総合的な学習の時間」を創設しました。
- ③普通教科として「情報」を、専門教科として「情報」と「福祉」をそれぞれ新設しました。また、必修教科として「外国語」と「情報」を加えました。
- ④必修科目の設定に当たっては、複数の科目の中から選択的に履修できるようにする選択必修の考え方を基本とし、必修科目の最低合計単位数を38単位（普通科）から31単位に縮減しました。また、専門学科における専門科目の必修単位数を、30単位以上から25単位以上に縮減しました。
- ⑤各学校において、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領で定める教科・科

目以外にも、各学校で独自に学校設定教科・科目を開設できるようにしました。

- ⑥就業体験の機会の確保、ガイダンスの機能の充実、「総合的な学習の時間」や「産業社会と人間」における自己の在り方・生き方の考察に関する学習など、生徒に将来の生き方を考えさせる学習の充実を図りました。

さらに、高等学校学習指導要領の定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るため、平成15年12月26日に、総則を中心に一部改正を行い、学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実や、総合的な学習の時間の一層の充実などを図っています（参照：本章第1節）。

また、学習指導要領に基づく教育課程の状況を不断に評価・検証し、指導の改善や教育課程の基準の改善に反映させる観点から、国立教育政策研究所教育課程研究センターにおいて、生徒の学力の状況を総合的に把握するための「教育課程実施状況調査」等の実施、新しい学習指導要領の下での評価を客観的で信頼のあるものとするための「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」の作成などに取り組んでいます（参照：本章第1節）。

なお、高等学校の通信制課程においては、情報通信技術の進展に対応し、通信教育の可能性をより発展させるため、ラジオ放送・テレビ放送・インターネットなどの多様なメディア*を利用して行う学習により、面接指導の時間数又は特別活動の時間数の一部を免除することが可能となっています。

2 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校の入学者選抜については、過度の受験競争の緩和や偏差値偏重の是正などが指摘され、「選抜方法の多様化」「評価尺度の多元化」の観点から改善が進められてきました。各高等学校においては、生徒の多様な能力・適性や意欲、努力の成果、活動経験などについて、様々な観点から、優れた面や長所を積極的に評価することができるよう、改善が進められてきています。具体的には、推薦入学の拡大、面接、小論文・作文、実技検査などの活用、調査書の活用の工夫といった取組や、近年増加傾向にある不登校の生徒の受入れについて特別な扱いや配慮を行うなど、各都道府県教育委員会などにおいて積極的な取組が行われています。

また、平成14年度から中学校生徒指導要録における教科の評定が目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記載することとされ、高等学校入学者選抜の調査書についても、調査書の客観性・信頼性を高めるなど、適切に対応していくことが求められています。17年度入学者選抜においては、約9割の都道府県で調査書の評定を目標に準拠した評価によることとしています。

文部科学省としては、平成17年9月に全国高等学校入学者選抜改善協議会を開催するとともに、高等学校入学者選抜の改善等に関する状況を調査し、各県の状況の把握や情報の収集・提供を行うなど、各都道府県における改善の取組を支援しています。

3 職業教育の活性化

(1) 専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に行われており、企業における中堅技術者など我が国の産業経済の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。

平成17年5月現在、専門高校の数は約2,000校、生徒数は約75万人であり、高等学校の生徒数全体の20.8%を占めています。

* メディア

情報を頒布する手段のこと

また、専門高校を卒業した生徒の進路状況を見ると、平成17年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約19%、専修学校などへの進学者約26%、就職者約46%となっており、生徒の進路は多様な状況にあります。

(2) 将来の地域を担う専門的職業人の育成に向けて

近年、経済や産業の多様化と構造的な変化などがある一方、地域を担う人材の空洞化が問題となっています。このため、地域の活性化に向けた新たな取組、特に人材育成の必要性が増しており、専門高校にはこれまで以上に地域社会を担う人材を育成するために、それぞれの学科の特性を生かした教育の展開や、専門高校と地域社会との結び付きを強めた教育の在り方が求められています。

また、昨今の就業構造や若者の職業意識の変化等により、ニート*1やフリーター*2の増加が社会的な問題となり、関係各省が連携して若者の雇用対策を図るため、平成16年6月に文部科学大臣をはじめとする関係5大臣合意により策定された「若者自立・挑戦プランの強化の基本的方向」において、地域産業界との連携の強化により、将来の地域社会の担い手となる専門的職業人の育成を推進することがうたわれています。



▲福祉科の実習風景

文部科学省では、これらを踏まえ、「目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）」や、専門高校等における「日本版デュアルシステム」推進事業を実施し、経済産業省や厚生労働省などの関係各省とも連携を図り、専門高校等における地域産業界と連携した将来の専門的職業人の育成に努めています。

①関係事業

(ア) 目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）

バイオテクノロジーやメカトロニクス*3など先端的な技術・技能などを取り入れた教育や伝統的な産業に関する学習活動を重点的に行っている専門高校を指定し、技能の習得方法や技術の開発法、学校設定科目などカリキュラムの開発を行う「目指せスペシャリスト」を平成15年度から実施し、17年度指定の14校を加え計33校を指定しています。

(イ) 専門高校等における「日本版デュアルシステム」推進事業（実務・教育連結型人材育成システム）

平成15年6月に取りまとめられた「若者自立・挑戦プラン」を踏まえ、企業での実習と学校での教育を組み合わせ実践的な職業教育を行う「日本版デュアルシステム」について、効果的に専門高校の教育に導入する方法等を探るための事業を、16年度から実施し、20地域を指定しています。

*1 ニート

Not in Education, Employment or Training（教育も職業訓練も受けていない無職の人）の略語。厚生労働省は、「ニート」に近い概念として、若年無業者を年齢15～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計。平成5年には40万人であったが、平成16年には64万人に増加している。（「平成17年版 労働経済の分析」）

*2 フリーター

年齢15～34歳、卒業生であって、女性については未婚の者とし、さらに①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしおらず「アルバイト・パート」の仕事希望する者。2004年は213万人。（「平成17年版 労働経済の分析」）

*3 メカトロニクス

メカニクスとエレクトロニクスとを合成した和製語。機械の運転・制御などにコンピューターを導入し、高性能化・自動化・省力化をはかる。

(ウ) みんなの専門高校プロジェクト

専門高校と小・中学校との連携による農林水産業体験や、ものづくりなどに関する教育の推進、地域との連携による地域産業の活性化の支援など専門高校が有する人的・物的資源の活用方策について実践研究を行う「みんなの専門高校プロジェクト」を平成15年度から実施しています。

(エ) 全国産業教育フェアの開催

全国産業教育フェアは、専門高校を中心とした生徒たちが日ごろの学習の成果を発表し、中学生をはじめ広く一般の方々の産業教育に対する理解を深めるとともに、全国の専門高校等の生徒が広く交流する場として開催されています。平成17年度は第15回大会が11月26日～27日に東京都において開催され、全国の専門高校等の作品展示や、高校生ロボット相撲全国大会、発表大会などが行われました。



▲全国産業教育フェア（ファッションショー）

② 教員研修の充実

独立行政法人教員研修センターでは、産業教育を担当する教員などを対象として、新産業技術の進捗や学習指導要領に対応した必要な知識・技術を習得させる研修や、3か月～1年の長期間にわたって大学その他産業教育にふさわしい施設に留学させる研修などを行っています。

③ 施設・設備の補助

産業教育の振興を図るため、公・私立高等学校に対して、産業教育施設・設備基準に基づき、産業教育の実験・実習を行うため必要な施設・設備の計画的な整備を進めるとともに、専攻科や普通科などにおける産業教育のための実験・実習を行うために必要な経費の一部を補助しています。

4 定時制・通信制教育

(1) 高等学校における定時制・通信制教育の現状

高等学校の定時制・通信制教育は、働きながら学ぶ生徒を支援する従来からの教育に加え、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒に学習の機会を提供する場として、また、生涯学習の場として、大きな役割を果たしています。

平成17年5月現在、定時制課程を置く高等学校数は約800校、生徒数は約11万人、通信制課程を置く高等学校数は約170校、生徒数は約18万人となっています。

(2) 定時制・通信制課程の特徴

定時制・通信制課程では、働きながら学ぶ生徒の負担を軽減し、より効果的な高等学校教育を提供することができるよう、例えば、次のような制度が設けられています。

① 定通併修制度

定時制課程に在学している生徒が自校若しくは他校の通信制課程で一部の科目の単位を修得した場合、あるいは、通信制課程に在学している生徒が自校の定時制若しくは他校の定時制か通信制課程で単位を修得した場合、当該修得単位を卒業に必要な単位に含めることができる制度です。

② 技能連携制度

定時制又は通信制課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設で教育を受けている場合、その施設における学習を高校の教科の一部の履修とみなすことができる制度です。

(3) 多様な履修形態

定時制課程を置く高等学校には、夜間の特定の時間帯に授業を行う「夜間定時制課程」、昼間の特定の時間帯に授業を行う「昼間定時制課程」のほか、これらを複数組み合わせる「多部制の定時制課程」があります。

【概念図：多部制（3部制）の例】

午前	午後	夜間
4時間の定時制課程 Ⅰ部	4時間の定時制課程 Ⅱ部	4時間の定時制課程 Ⅲ部

※午前から夜間にいたるまで常時科目を開設することにより、生徒の生活パターン等に合わせた科目の履修が可能となります。また、Ⅰ部に在籍している生徒が、Ⅱ部あるいはⅢ部で開設されている科目も履修できるようにすることにより、3年間で卒業することが容易となります。

(4) 定時制・通信制ステップ・アップ事業

文部科学省では、定時制・通信制の柔軟な制度を最大限に活用した多様なニーズに応じる質の高い高等学校教育の実現に向け、学校間はもとより、産業界、地域社会、大学等との連携・協力の下、社会や生徒のニーズに応じた定時制・通信制課程の改善・充実を図るため、平成17年度から「定時制・通信制ステップ・アップ事業」を行っています。17年度は23都道府県市61校において、学校間連携の強化、生徒の学習意欲や目的意識を高めるための指導方法の工夫など、地域や学校、生徒の実態に応じた実践研究が進められています。

5 中高一貫教育の推進

(1) 中高一貫教育の推進目標

中高一貫教育は、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を実現するため、平成11年度から制度化されています。

文部科学省では、生徒や保護者が中高一貫教育校を進路の選択肢の一つとすることができるよう、当面、高等学校の通学範囲に少なくとも1校整備されることを目標としています。

(2) 実施形態

中高一貫教育には、生徒や保護者のニーズなどに応じて、設置者が適切に対応できるように、次の三つの実施形態があります。

① 中等教育学校

修業年限6年の学校として、一体的に中高一貫教育を行うもの

② 併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わず、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの

③ 連携型の中学校・高等学校

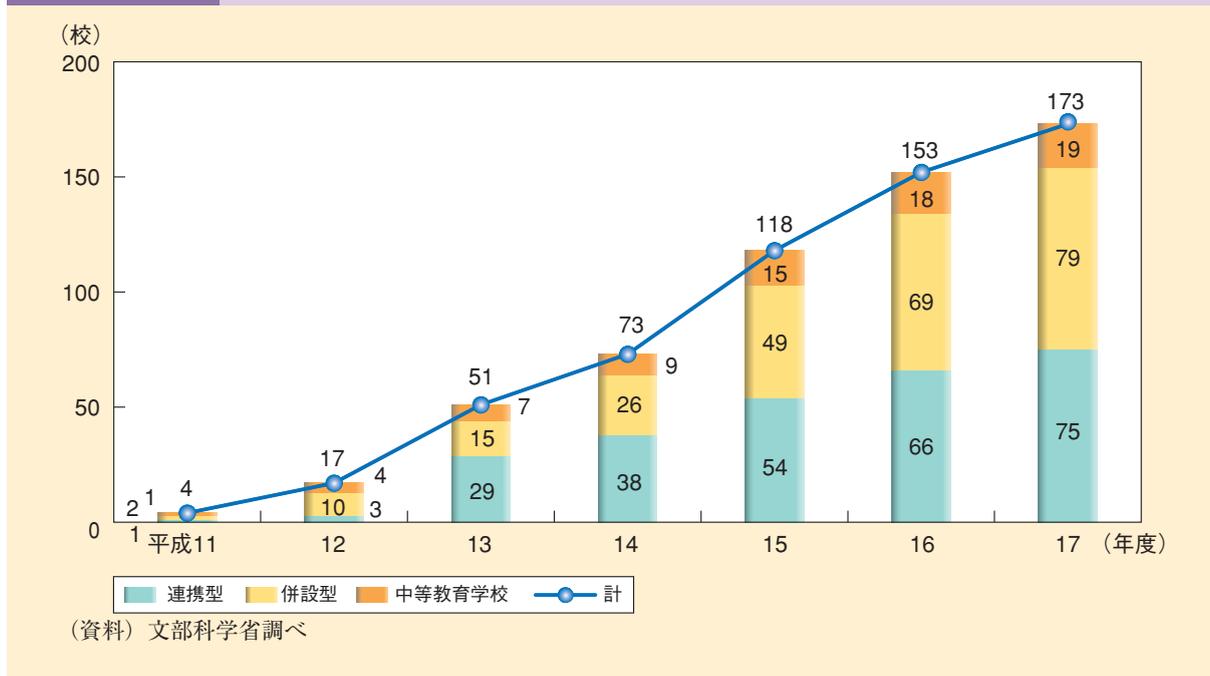
既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流などの面で連携を深める形で、中高一貫教育を実施するもの

(3) 中高一貫教育校の設置検討状況

中高一貫教育校は、国・公・私立を合わせると、平成17年度までに173校（国立3校、公立120校、私立50校）が設置されています。公立の中高一貫教育校は、17年度現在、42都道府県に120校（中等教育学校8校、併設型38校、連携型74校）が設置されており、そのうちの32都道府県で複数校の設置となっています。

実施形態別では、中等教育学校が19校、併設型が79校、連携型が75校となっており、16年度以降は、併設型が最も多い実施形態となっています（[図表2-2-19](#)）。

図表 2-2-19 中高一貫教育校設置数の推移



(4) 文部科学省における主な取組

①中高一貫教育改善充実研究事業

文部科学省では、中高一貫教育校における指導方法、教育課程の編成等について研究を行い、学校運営の改善充実に資することを目的に、平成16年度から「中高一貫教育改善充実研究事業」を実施しています。この事業は、委嘱を受けた都道府県・指定都市において研究会議や研究地域を設け、地域の実態に合わせた実践的な研究を行うものです。

②中高一貫教育推進フォーラム

文部科学省では、平成11年度から、各地域における中高一貫教育の具体的な取組状況などについて情報交換を行うため、教員や教育委員会職員などを対象としたフォーラム（公開討論会）を開催しています。

③教育課程の基準の特例

中高一貫教育校として特色ある教育課程を編成することができるよう、実施形態に応じて、中学校や高等学校の学習指導要領に定める教育課程の基準に関する特例を設けています。

(ア) 連携型中高一貫教育校における教育課程の基準の特例

連携型中学校において、必修教科の授業時数の一部を減じ、内容を代替することのできる選択教科の授業時数の増加に充てることができること、など。

(イ) 中等教育学校及び併設型中高一貫教育校の基準の特例

(ア)の特例に加えて、中等教育学校前期課程（併設型中学校）と後期課程（併設型高等学校）の教科・科目の指導内容の一部を入れ替えて指導することができること、など。

④その他

文部科学省では、中高一貫教育に対する国民の理解を促進するため、平成10年度から広報用資料を作成し、学校や教育委員会などの関係方面に広く配布しています。また、様々な会議や講演会、インターネットなどを活用して、中高一貫教育について積極的な広報活動を展開しています。

第6節

初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

1 児童生徒の勤労観、職業観を育てるためのキャリア教育の推進

今日、少子高齢社会の到来や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、進路をめぐる環境は大きく変化しています。こうした中、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進が強く求められています。

こうした状況を考慮して、文部科学省は、平成16年1月に「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」を公表しました。また、文部科学大臣をはじめとする関係5閣僚により取りまとめられた教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材育成対策である「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」等において、キャリア教育の取組を強化することとされました（参照：第1部第2章第4節）。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針二〇〇五」）においても、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、児童生徒の勤労観・職業観を育成するキャリア教育の推進が、重要な柱として位置付けられています。

文部科学省としては、これらを踏まえ、平成16年度から、小・中・高等学校を通じ組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・指導内容の開発等を行う地域指定事業の実施や社会全体でキャリア教育を推進していくような気運を醸成するフォーラムを開催しています。更に、17年度から、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施するとともに、地域の協力体制の構築を通じ、キャリア教育の一層の推進を図っています。

さらに、文部科学省では、平成17年11月30日に、文部科学大臣、同副大臣出席の下、関係府省、経済団体、地方公共団体、教育団体等の関係者に参集いただき、「キャリア・スタート・ウィーク推進連絡会議」を開催し、「キャリア・スタート・ウィーク」への国民の理解と積極的な参画を促すために、「キャリア・スタート・ウィーク・キャンペーン」を開始しました。

2 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の職業や進路にかかわる啓発的な体験活動の推進

児童生徒に勤労観、職業観を身に付けさせるためには、学校教育において、将来の職業や進路にかかわる啓発的な体験の機会を設ける必要があります。文部科学省でも、職場体験等をはじめとしたキャリア教育を推進するに当たり、厚生労働省、経済産業省等の関係府省等と一層の連携を強めるとともに、平成17年度から「キャリア・スタート・ウィーク」を開始するなど、積極的に取り組んでいます。

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起すること、職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。

実施率も年々上昇してきており、平成16年度には、公立中学校全体の職場体験の実施率は89.7%に上りました。また、16年度には、公立（全日制）の高等学校全体の59.7%（普通科では

45.1%、職業学科では81.2%、総合学科では76.3%)でインターンシップ(就業体験)が実施されています。

3 中学校における進路指導の改善

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的に指導・援助することです。そのため、中学校においては、学校としての全体計画と個々の計画を策定することが必要です。これを踏まえ生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望などにに基づき、第1学年から計画的かつ一貫性のある進路指導を行うことが必要となります。

しかし、中学校における進路指導は、高等学校への進学率が高まる中で、長年、業者テストの偏差値などに過度に依存したものとなっていました。このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会などに対し通知を出すなど、中学校の進路指導を生徒一人一人の能力・適性などを考慮した本来の進路指導に立ち返るよう求めた結果、現在では、すべての都道府県において、中学校の進路指導に業者テストの偏差値などを利用することはなくなっています。

また、平成11年に実施した「中学校における進路指導に関する総合的実態調査」によると、業者テストを廃止した5年と比較して、教師の進路指導に対する意識変革や指導計画などが改善されるとともに、取組の内容についても、高等学校への訪問・見学、体験入学等に加え、職場体験、職業調査、社会人による生き方や進路に関する講話、卒業生による体験発表会など多様で幅広いものになっています。

なお、学習指導要領において、学校生活への適応や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成にかかわって、ガイダンスの機能の充実を図ることが新たに規定されるなど、中学校における進路指導の改善は着実に進んでいます。

4 高等学校における進路指導の改善

高等学校における進路指導については、中学校における改善の内容の上に立って、生徒が自己の将来の進路を主体的に選択することを目指し、働くことや社会に奉仕することの喜びや、それによって得られる達成感を体得させることに留意し、教育を実施する必要があります。そのため、学習指導要領において、学校生活への適応や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成にかかわって、ガイダンスの機能の充実を図ることや地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保に配慮することが新たに規定されました。

高校生の就職については、平成17年3月新規に高校を卒業した者の就職率(就職希望者に対する就職者の割合)は91.2%(17年3月末現在)となり、前年同期を2.2ポイント上回りました。このように、9年以来7年ぶりに就職率が90%を上回り、回復の兆しが見えています。しかし、卒業までに就職に至らなかった者が約2万人に上るなど、依然として厳しい状況であることには変わりありません。

このような状況を考慮して、文部科学省では、高等学校に、進路指導主事などと連携して就職希望生徒に対する就職相談・求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置したり、各都道府県教育委員会等に対し、都道府県労働局と連携した一層の求人開拓と未就職卒業生への配慮をお願いするとともに、経済団体に対しても、新規高等学校卒業生の採用枠の維持・拡大や未就職卒業生への応募機会の確保等について要請しています。

第7節

幼児期にふさわしい教育の推進

1 幼稚園教育の現状

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児であれば、だれでも入園することができる学校です。幼児一人一人の発達に応じ、集団生活の中で、主体的な活動としての遊びを通じて総合的な指導を行う幼稚園は、我が国の幼児教育制度の根幹を成しています。

文部科学省では、希望するすべての満3歳児から5歳児が就園できるように、幼稚園の整備や指導体制の充実に努めています。平成17年5月1日現在、全国で1万3,949園の幼稚園があり、約174万人の幼児が在園しています。また、全国の5歳児のうち、約6割が幼稚園に就園しています（図表2-2-20、2-2-21）。

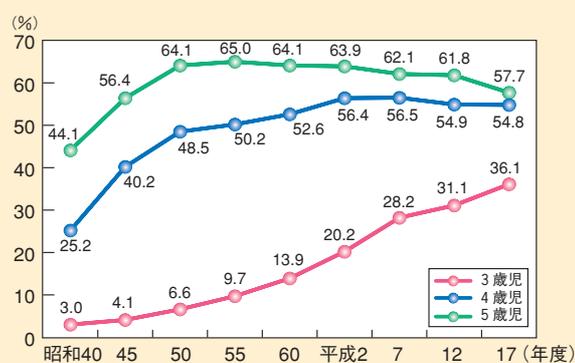
図表 2-2-20 幼稚園数及び幼稚園児数等

(平成17年5月1日現在)

区分	合計	国立	公立	私立	
幼稚園数(園)	13,949	49	5,546	8,354	
在園児数	計	1,738,836	6,572	348,962	1,383,302
	3歳児	420,352	1,217	42,800	376,335
	4歳児	637,563	2,680	133,470	501,413
5歳児	680,921	2,675	172,692	505,554	
教員数(本務者)	110,412	332	25,499	84,581	

(資料) 学校基本調査速報

図表 2-2-21 幼稚園就園率の推移



(資料) 文部科学省調べ

2 幼児教育振興プログラムの実施

平成13年3月に、文部科学省は、今後の幼児教育に関する施策の効果的な推進を図るための総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を策定しました。同プログラムの実施期間は13年度から17年度までとなっており、文部科学省では、次のような施策を展開しています。

(1) 幼稚園の教育活動・教育環境の充実

① 幼稚園の教育内容の充実

幼稚園の教育内容の充実については、これまで、幼稚園教育要領の理解の推進のための研究協議会や、道徳性の芽生えを培う実践的な事例集の作成・配布などを行ってきました。

また、平成17年度は、16年度に引き続き、家庭や地域においても幼稚園教育に関する理解を深め、大人社会全体で子どもをはぐくんでいくことを目指し、「幼児とともに心をはぐくむキャンペーン」を実施しています (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/index.htm)。また、14年6月に出された「幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議」からの報告を受け、幼稚園教員の資質向上のための施策を推進しています。

② 幼稚園就園奨励事業の充実

幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担の軽減や、公私立間の保護者負担の格差是正のため、地方公共団体が行う入園料や保育料の減免措置に対して、文部科学省が補助をしています。特に、同一の世帯から二人以上の幼児が同時に就園する場合、二人目以降の園児に関する保護者

の負担額が一人目と比べて少なくなるようにしています。平成17年度は、平均的な保育料に対する一人目の保護者負担額を1.0として、二人目が0.6、三人目以降が0.2となるように補助を行っています。

(2) 幼稚園における子育て支援

近年、幼稚園は、地域の幼児教育のセンターとして、子育て支援機能を持ち、いわば「親と子の育ちの場」という役割を果たすことが期待されるようになってきています。このため文部科学省では、幼稚園における相談活動や子育てのネットワークづくり、通常の教育時間の前後などに行う「預かり保育」（全国の約7割の幼稚園で実施）などの子育て支援を推進しています。

(3) 小学校や保育所との連携

幼児期の教育と小学校以降の教育との間の円滑な移行や接続を図るため、教員・保育士間や幼児・児童間での交流の在り方や教員免許・保育士資格の併有の促進など、就学前教育と小学校の連携に関する総合的な調査研究を実施しています。

また、文部科学省と厚生労働省では、幼稚園と保育所との連携を進めています。具体的には、①幼稚園と保育所の施設の共用化の推進、②教育内容・保育内容の整合性の確保、③幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施・資格の併有の促進、④幼稚園と保育所の連携事例集の作成・提供などの取組を行っています（http://www.i.kosodate.net/mhlw/i_report/others/cases3/index.html）。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、その実現に向け、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、17年度に施行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、18年度から本格実施を行う予定です。

Column 16

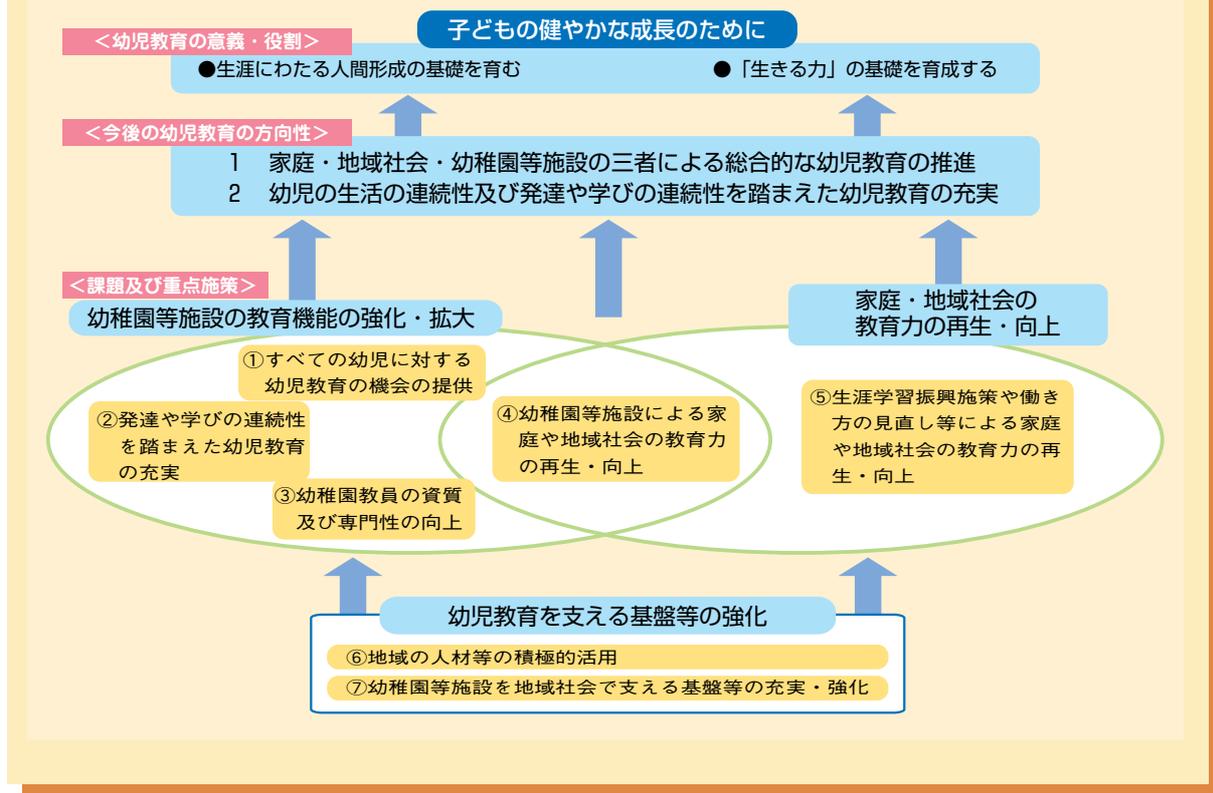
コラム

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（中央教育審議会答申）

平成17年1月に、中央教育審議会は「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を文部科学大臣に答申しました。その概要は以下のとおりであり、今後はこの答申に沿った施策を展開していくこととしています。

- 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の取組の方向性として、
 - ①家庭・地域社会・幼稚園等施設（幼児に対する教育機能を担う幼稚園や保育所等の施設）の3者による総合的な幼児の教育の推進
 - ②幼児の生活の連続性と発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に提唱しています。
- 上記の方向性を踏まえ、幼児教育の充実のための課題として、
 - ①幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大
 - ②家庭・地域社会の教育力の再生・向上
 - ③幼児教育を支える基盤等の強化
 を掲げるとともに、そのために重点的に実施すべき諸施策について提言を行っています（[図表2-2-22](#)）。
- 幼稚園と保育所の連携の推進や「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の在り方について提言を行っています（中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（審議のまとめ）。（詳細についてはhttp://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/12/04122404.htm参照）

図表 ■ 2-2-22 「今後の幼児教育の方向性と幼児教育の充実のための具体的方策」(中教審答申)



第8節 障害のある児童生徒の可能性を最大限に発揮するための特別支援教育

1 特別支援教育を推進するための制度的見直し → TOPICS 2

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態に応じ、盲学校・聾学校・養護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級による指導*1において特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などによって指導が行われています。

平成16年5月1日現在、盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級に在籍している幼児・児童生徒と通級による指導を受けている児童生徒の総数は約22万5,000人で、このうち義務教育段階の児童生徒は約17万9,000人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約1.6%に当たります。

一方、近年、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、学習障害(LD)*2、注意欠陥/多動

*1 通級による指導
小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態であり、平成5年度から行われている。

*2 学習障害(LD: Learning Disabilities)
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

性障害（ADHD）*1、高機能自閉症*2などの児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、社会のノーマライゼーション*3の進展などの状況が見られます。

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」では、①一貫した相談支援体制の整備、②盲・聾・養護学校などの専門機関の機能の充実と多様化、③教員などの指導力の向上と先導的な指導方法の開発や体制などに関する研究の推進、④社会的・職業的自立の促進、⑤学校施設のバリアフリー化*4の促進などが盛り込まれています。また、「障害者基本計画」の下に策定された「重点施策実施5か年計画」では、障害のある子どもに対して、一貫して効果的な相談支援を行う体制や、小・中学校におけるLD、ADHDなどの児童生徒への教育的支援を行う体制を整備するための取組などが、具体的な目標やその達成年度とともに盛り込まれました。

さらに、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議がまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、障害の程度などに応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが基本的な方向として示され、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを行うことについて提言されています。

これを受け、平成16年2月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に特別支援教育特別委員会が設置されました。本特別委員会においては、特別支援教育を推進するための制度的な課題について、関係する団体や教育委員会等からの意見を聞きながら審議を進め、同年12月に中央教育審議会として「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」*5を取りまとめ、公表しました。

この中間報告については、公表後に意見募集を行い、約1,700の団体・個人から約3,000件の意見をいただきました*6。

その後、中央教育審議会においては、意見募集でいただいた意見、初等中等教育分科会教員養成部会における「特殊教育免許の総合化について（報告）」*7の提言内容や義務教育の在り方に関する検討等を踏まえながら審議を進め、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」*8を取りまとめ、公表しました。この答申においては、

- (1) 障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方として、障害の種類や程度に応じて特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換すること

*1 注意欠陥／多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。一般に7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*2 高機能自閉症

3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*3 ノーマライゼーション

障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

*4 バリアフリー化

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去していくこと（障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）より）。

*5 http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2004/pdf/001.pdf

*6 http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2005/05062501.htm

*7 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05052401.htm

*8 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801/all.pdf

- (2) 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換すること。また、「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付けること
- (3) 小・中学校における制度的見直しについて、①LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに通級による指導の対象とすること、②特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進すると共に、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進めること、③「特別支援教室（仮称）」*の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について今後検討すること
- (4) 盲・聾・養護学校の特別支援学校（仮称）への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている免許状について、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する特別支援学校教諭免許状（仮称）に転換すること

などが提言されています。

今後、文部科学省においては、この答申の内容を踏まえ、特別支援教育を推進するために必要な制度の見直しを進めていくこととしています。

2 諸課題への対応と関連施策

(1) 地域・学校における支援体制の整備～LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒等への支援～

文部科学省では、以下のような施策を通じて、厚生労働省とも連携を図りながら、各地域や学校において、医療・福祉等の関係機関などとの連携の中で、総合的な支援体制の整備が図られるよう積極的に取り組んでいます。

①「特別支援教育体制推進事業」を通じた支援体制の整備

LDへの教育的対応については、平成11年7月の調査研究協力者会議報告「学習障害児に対する指導について（報告）」において、その定義、判断・実態把握基準（試案）、指導方法などがまとめられました。文部科学省では、これを受けて12年度から、LDの児童生徒に対する指導体制の充実を図るための実証的な研究と専門家による巡回指導を実施してきました。

また、ADHD、高機能自閉症への教育的対応については、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、これらの障害の定義、判断基準（試案）、指導方法などが示されました。文部科学省では、これを受けて、15年度からすべての都道府県に委嘱して、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るための事業を実施しています。具体的には、(ア)児童生徒の実態を把握し、適切な支援策を検討するための「校内委員会」の設置、(イ)医師や心理学の専門家で構成する「専門家チーム」の設置、(ウ)関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口、校内委員会の推進役となる「特別支援教育コーディネーター」の指名、(エ)専門家等が小・中学校を巡回し、教員等に指導内容や方法に関する指導助言を行う「巡回相談」の実施、(オ)学校と福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進するための行政レベルの部局横断型ネットワークである「特別支

* 特別支援教室（仮称）

LD・ADHD・高機能自閉症等も含め、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

援連携協議会」の設置，(カ) 関係機関の連携の下に，乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援の目標や内容を盛り込んだ「個別の教育支援計画」*の策定，(キ) 盲・聾・養護学校が専門的な知識や技能を生かし，小・中学校等への支援を行うなど地域の特別支援教育の「センター的機能」としての役割を果たしていくことに関する実践研究，を行っています。

平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ，17年度からは，乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図るため，事業の対象を小・中学校に加え，幼稚園と高等学校へも拡大して実施しています。また，本事業の実施に当たっては，厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働の下に実施することとしており，医療・保健，福祉，労働等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づく発達障害児（者）の乳幼児期から就労に至るまでのそれぞれの段階に対応する一貫した支援体制の整備を目指しています。

②LD等の児童生徒への支援体制整備のためのガイドライン（試案）の策定

文部科学省では，LD，ADHD，高機能自閉症などの児童生徒に対する教育的支援を行う体制の整備や指導の充実を図るため「小・中学校におけるLD，ADHD，高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成16年1月に策定し，全国の小・中学校や教育委員会などに配布しました。

今後は，各教育委員会や学校での活用の成果や課題等を検証しつつ，より活用しやすいものとなるよう，必要に応じて改善を加えることとしています。

③国立特殊教育総合研究所における研究，研修の実施

国立特殊教育総合研究所（NISE）においては，我が国唯一の特殊教育のナショナルセンターとして，LD，ADHD，高機能自閉症等の児童生徒等に対する指導法等についての専門的な研究や研修が進められています。主な研究，研修については，次のとおりです。

(ア) 主な研究

- (i) 「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導および支援体制に関する研究 ～LD，ADHD等の指導方法を中心に～」(平成15年度～17年度)

研究成果として17年3月に「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」を発行。

- (ii) 「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究 ～知的障害養護学校における指導内容，指導法，環境整備を中心に～」(平成15年度～17年度)

研究成果として16年6月に「自閉症教育実践ガイドブック」を発行。

- (iii) 「軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究」(平成14年度～16年度)

研究成果として17年3月「発達障害のある学生支援ガイドブック」を発行。



▲研究成果をまとめたガイドブック（資料提供：国立特殊教育総合研究所）

* 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し，教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に，福祉，医療，労働等の関係機関との連携を図りつつ，乳幼児期から就労に至るまでの一貫して的確な教育的支援を行うために策定する支援計画。

(イ) 主な研修**(i) 「LD・ADHD・高機能自閉症児担当指導者養成研修」の実施**

平成15年度から、LD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育について指導的立場にある者に対し、指導力の向上を図ることを目的とした研修を実施。

(ii) 「自閉症教育推進指導者講習会」の実施

平成17年度から、各都道府県等において自閉症教育推進の指導的立場にある者に対し、指導力の向上を図ることを目的とした講習会を実施。

(iii) 「特別支援教育コーディネーター指導者養成研修」の実施

平成15年度から、各都道府県における特別支援教育コーディネーター養成に指導的役割を果たす者を養成するための研修を実施。

なお、研究所Webサイトでは、特殊教育関係のデータベースなどをはじめ、障害のある子どもの教育に対する情報を総合的に提供しています (<http://www.nise.go.jp/>)。

(2) 障害の重度・重複化への対応

近年、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が進んでおり、こうした児童生徒に対するより適切な対応が求められています。

文部科学省では、平成11年3月に改訂した盲・聾・養護学校の学習指導要領などにおいて、障害の重度・重複化に対応するため、障害の状態を改善・克服するための指導領域である「養護・訓練」について、その目標・内容を改善し、名称を「自立活動」に改めるとともに、個別の指導計画の作成について新たに規定しました。この学習指導要領は、小・中学部については14年度より全面実施、高等部については15年度より学年進行により実施されています。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、盲・聾・養護学校の教員が、家庭や医療機関などを訪問し教育を行う訪問教育を実施しています。

盲・聾・養護学校においては、日常的・応急の手当（いわゆる「医療的ケア」）を必要とする児童生徒への対応が求められています。このため、文部科学省では、平成10年度より、10県に委嘱して、養護学校と医療機関との連携の在り方などについて実践的な研究を行ってきました。また、この研究の成果を踏まえ、15年度からは、厚生労働省との連携の下、養護学校における関係者の連携、医療・福祉等関係機関及び都道府県の関係部局間の連携や看護師と教員の連携の在り方について実践的な研究を行う「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を都道府県に委嘱し、養護学校における医療的ケアへの対応のための体制整備を図ってきました。

これまで文部科学省が実施してきたモデル事業等の研究成果等を踏まえた、厚生労働省の「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」の報告を受け、厚生労働省において、医療安全の確保が確実となるような一定の条件の下であれば、教員が看護師との連携・協力の下に、たんの吸引、経管栄養及び導尿を行うことを盲・聾・養護学校全体に許容するとの考え方が示されました。文部科学省としては、これを受けて、盲・聾・養護学校における体制の整備を図るため、平成17年度から「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」を35県に委嘱して実施しています。

(3) 交流活動の充実

障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。

このことについて、平成16年6月に改正された障害者基本法においては「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定されました。

文部科学省では、現行の盲・聾・養護学校や幼・小・中・高等学校の学習指導要領などにおいて、障害のある者とない者が活動を共にすることの意義を明確に規定しており、各学校においては、その充実が図られてきています。また、国立特殊教育総合研究所においては、教員や指導主事を対象とした、交流及び共同学習推進指導者講習会を実施しています。

(4) 就学支援

障害のある児童生徒等の就学を支援するため、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年法律第144号）等に基づき、特殊教育就学奨励制度が実施されています。

この制度は、障害のある児童生徒等の教育の機会を保障するため、盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級等への就学の特殊事情を考慮して、児童生徒等の就学に関する保護者等の経済的負担を軽減することを目的として、その負担能力の程度に応じ、交通費や学用品費、寄宿舎費などの就学に必要な経費の全部又は一部を国及び地方公共団体が負担しているものです。

第9節

科学技術・理科教育の推進

1 豊かな科学的素養の育成

知的創造力が最大の資源である我が国にとって、子どもたちが科学技術や理科に対する興味・関心をはぐくみ、豊かな科学的素養を身に付けることができるようにすることが重要です。平成16年7月には、総合科学技術会議科学技術関係人材専門調査会や科学技術・学術審議会人材委員会において、児童生徒に科学的リテラシー*を身に付けさせるための支援策や初等中等教育段階からの科学技術関係人材養成のための支援策についての提言が取りまとめられました（参照：第2部第7章第4節）。

我が国の子どもたちの理数に関する学習状況は、OECD（経済協力開発機構）やIEA（国際教育到達度評価学会）が実施した国際比較調査の結果によれば、算数・数学、理科については、我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位にあるものの、一部に低下が見られました。また、学ぶ意欲や学習習慣については、例えば、理科が「好き」だとか「将来、科学を使う仕事がしたい」とする者の割合や「宿題や自分の勉強をする時間」が国際的に見て最低レベルであり、児童生徒の学びへの意欲や学ぶ習慣などが必ずしも十分でないとの問題が見受けられるなど、なお課題があることが示されました。

こうした状況を改善するため、平成14年度から順次実施されている学習指導要領では、観察・実験などの体験的・問題解決的な学習などを重視し、知識の表面的な理解にとどまらず、実感を伴った理解を促し、児童生徒の学ぶ意欲や知的好奇心、探究心を高め、理科好きな児童生徒が増えるよう、内容の改善を図りました。また、中学校・高等学校においては、選択学習の幅を一層拡大し、生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じて、理科などについて深く学習できるようにしています。

このような教育内容の改善のほか、理科教育担当教員を対象に、大学において理科教育に関する新しい実験の方法や、教材の開発などの研究を行う機会を与え、指導力の向上を図っています。

また、理科教育振興法に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における実験用機器をはじめ

* 科学的リテラシー

自然界や人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意思決定するために、科学的知識を使用して課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力。

めとした理科教育などに使用する設備の計画的な整備を進めています。

こうした取組のほか、平成14年度より、「科学技術・理科大好きプラン」として、以下の施策をはじめとする科学技術・理科教育充実のための取組を総合的に推進しています。

2 科学技術・理科大好きプランの推進

(1) スーパーサイエンスハイスクール

文部科学省では、平成14年度から、科学技術・理科、数学教育を重点的に行う学校をスーパーサイエンスハイスクール（以下、「SSH」とする。）に指定し、将来の国際的な科学技術系人材の育成のための取組を着実に推進し、高校と大学の接続の在り方について大学と連携した研究や理科・数学に重点を置いたカリキュラム開発の研究を実施しています。

このSSHにおいては、現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して教育課程の研究開発を行うこともでき、研究開発に必要な経費について国、科学技術振興機構からの支援が行われます。平成17年度においては、全国82校の高等学校が科学技術・理科、数学教育について特色のある取組を進めています。

(2) 理数大好きモデル地域事業

児童生徒の科学に対する知的好奇心や探究心をはぐくみ、科学的な見方や考え方を育成するため、平成17年度から、理数教育に積極的に取り組む地方公共団体の提案に基づき、15地域をモデル地域として指定しています。指定された地域では学校を核として地域の教育資源を総合的に組み合わせ活用するなどの取組を推進する「理数大好きモデル地域事業」を実施しています。

具体的には、各地域における、学校と大学・科学館等との連携、教員・科学館職員・研究者等の協力による各地域に根ざした理数教材や資料等の開発と学校での活用、地域のボランティアを活用した取組等を支援しています。

(3) サイエンス・パートナーシップ・プログラム

児童生徒の科学技術・理科、数学に関する興味・関心と知的探究心などを一層高める機会を充実するためには、教育現場と、先進的な研究施設や実験装置をはじめ、科学技術・理科教育に活用できる人材・機材など様々な資源を有する大学、公的研究機関、民間企業などとの連携を推進することが有効です。このため、文部科学省では、平成14年度からサイエンス・パートナーシップ*・プログラム（SPP）事業を推進しています。サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業では、中学校・高等学校などが研究者を招聘して実施する実験などの講座や大学や研究機関などの施設・機材を活用して実施する講座を実施しています。また、教育委員会と大学、研究機関などの連携により実施する教員研修に対する支援などを行うことにより、中学校・高等学校などと大学、研究機関などの連携を推進しつつ、その適切な在り方について調査研究を実施しています。

(4) 国際科学技術コンテスト支援

科学技術振興機構は、科学技術や理科・数学等に興味を持つ生徒の学習意欲の喚起や能力の伸長、国際的に通用する科学技術系人材の育成等を目的として、主に高校生以下を対象とした物理、化学、生物、数学、情報、ロボット、自由研究の7分野の国際科学技術コンテストへの参加を支援しています。

(5) 先進的な科学技術・理科教育用デジタル教材の開発

科学技術振興機構では、科学技術・理科教育の充実を図るため、研究機関などにおける最新

* パートナーシップ

パートナーシップは、一般に「協力関係」を意味する。

の研究成果を活用した先進的な科学技術・理科教育用デジタル教材を開発するとともに、学校などに提供するためのシステムの研究開発を行っています。開発したデジタル教材については、インターネットを通じて全国に提供を行うとともに、公募により選定した全国16の共同研究機関（教育委員会・教育センター等）を通じ、学校等での活用に関する実証的試験・評価を行っています。

第10節

一人一人の人権を尊重した教育

憲法や教育基本法の本質にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。学校教育においては、学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育の推進を図っています（参照：第2部第1章第6節⑥）。

人権教育をめぐる動向については、1994（平成6）年12月の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、これを受けて政府は、閣議決定により「人権教育のための国連10年推進本部」を平成7年12月に設置しました。9年7月には、この推進本部の下で国内行動計画が策定されています。その後、16年12月には、「人権教育のための国連10年」の終了を受けて「人権教育のための世界計画」実施決議が国連総会で採択され、第1フェーズ（2005（平成17）年～2007（平成19）年）は初等中等教育に焦点を当てることと決定され、2005（平成17）年7月には、その具体的な内容を定めた「行動計画」が国連総会において採択されました。

また、平成9年3月に施行された人権擁護施策推進法に基づき、法務省に設置された人権擁護施策推進審議会において、「人権教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する答申」、「新たな人権救済制度に関する答申」、「人権擁護委員制度に関する答申」など数次にわたる答申がまとめられました。

さらに、平成12年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、14年3月には、法務省と文部科学省が中心となって策定した、人権教育・啓発の総合かつ計画的な推進に関する施策の大綱である、「人権教育・啓発に関する基本計画」が、閣議決定されました。基本計画においては、人権の大切さを教育する取組と併せて、それぞれの重要な人権課題（女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など）に対する取組について盛り込んでいます。

文部科学省では、このような動向を踏まえ、学校教育の分野において、「人権教育研究指定校事業」、「人権教育総合推進地域事業」などを実施し、人権教育の着実な推進に努めています。

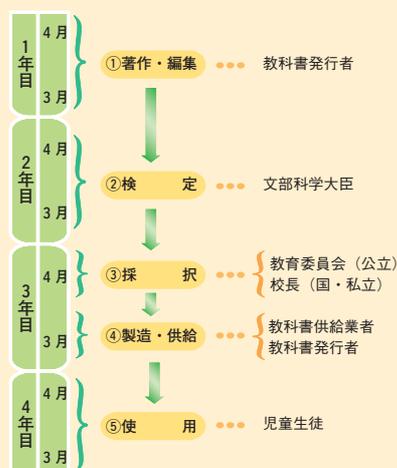
また、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が平成16年6月に報告した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を踏まえ、同会議において18年1月に〔第二次とりまとめ〕を取りまとめました。この報告を踏まえ、文部科学省では、人権教育の一層の改善・充実に向けて指導に努めています。

第11節 より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、学校教育法により、小・中・高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないことになっています。

教科書は次のような過程を経て、児童生徒の手に渡り、使用されています（図表2-2-23、2-2-24）。

図表 ■ 2-2-23 教科書が使用されるまで



図表 ■ 2-2-24 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

◎：検定 △：採択 ○：使用開始

学校種別等区分		年度 (西暦)	12	13	14	15	16	17	18
		(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	
小学校	検定		◎			◎			
	採択			△			△		
	使用開始	○			○			○	
中学校	検定		◎				◎		
	採択			△				△	
	使用開始				○				○
高等学校	主として 低学年用	検定		◎				◎	
		採択			△				△
		使用開始					○		
	主として 中学年用	検定			◎				◎
		採択				△			
		使用開始						○	
	主として 高学年用	検定				◎			
		採択					△		
		使用開始	○						○

(注) 1 太線以降は、新教育課程の実施に伴う教科書についてである。
 ・小学校学習指導要領（平成10年文部省告示）…平成14年度から全面实施
 ・中学校学習指導要領（平成10年文部省告示）…平成14年度から全面实施
 ・高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示）…平成15年度から学年進行により実施
 2 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間が教科書の著作・編集を行うことにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、客観的かつ公正で、適切な教育的配慮がなされた教科書を確保することをねらいとしているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議を経て厳正に行われています。教科用図書検定基準などについては、平成14年8月に改正し、児童生徒の理解をより深めたり、興味・関心に応じて学習を広げたりする観点から、学習指導要領に示されていない「発展的な学習内容」についても、教科書に記述することを可能にしました。このような発展的な内容を盛り込んだ教科書は、小学校で17年度から使用されており、中学校では18年度から使用されます。

また、国民の教科書に対する関心にこたえるため、文部科学省では、検定の結果を公開しており、平成17年度は、全国8か所の公開会場で、16年度に検定を行った教科書の関係資料の公開を行いました。さらに、文部科学省のホームページでも検定に関する各種の情報を提供しています。

2 教科書の採択

教科書の採択とは、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国・私立学校では校長が行っています。公立小・中学校の教科書については、都道府県教育委員会が、市町村の意見を聞いて市・郡の単位で採択地区を設定し、地区内の市町村の教育委員会が共同で、種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

教科書の採択は、採択権者の権限と責任において、適正かつ公正に行われることが重要であり、①教科書の内容に関する十分な調査研究、②適切な手続により行われるとともに、採択の公正を確保すること、③保護者の参画など開かれた採択の推進、などが求められています。文部科学省では、平成14年7月の教科用図書検定調査審議会の検討のまとめを受けて、各都道府県教育委員会に対して、教科書に関する調査研究のより一層の充実、採択に関する事務をルール化するなど採択手続の明確化、採択地区の適正規模化、静ひつな採択環境の確保など、採択のより一層の改善に努めるよう指導しています。

3 教科書の無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として、昭和38年度以来実施されています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。教科書無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒であり、使用する全教科の教科書です。

平成17年度における無償給与に関する予算額は399億円であり、約1,089万人の児童生徒に対して、合計1億820万冊の教科書が給与されました。